平成28年度

滋賀県交通安全実施計画



滋賀県交通安全対策会議

はじめに

平成28年中に県内で発生した人身交通事故は、5,879件で、これらの事故により73人の尊い命が失われ、7,625人が負傷されました。

関係者をはじめ県民の真摯な取組みにより、交通事故発生件数および負傷者数は、 5年連続で減少したものの、死者数は4年ぶりに増加に転じました。

いまだ多くの尊い命が交通事故で失われており、昨年の高齢者死者数は39人(53.4%)と死者数の5割以上を占め、依然として厳しい状況となっています。

この交通安全実施計画は、交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)第25条第1項の規定に基づき作成した、第10次滋賀県交通安全計画(平成28年度~平成32年度)を的確に推進するため、平成28年度の県内における陸上交通の安全に関し、県および国の指定地方行政機関等が実施する具体的な施策を定めたものです。

第10次滋賀県交通安全計画では、県民の安全と安心を確保し、真に豊かで活力ある 社会を構築し、人権尊重の理念に基づき究極的には、交通事故のない滋賀を目指すこ とを基本理念とし、計画の最終年となる平成32年までに年間の交通事故死者数を45人 以下とするとともに死傷者数を6,000人以下という交通事故の総量を抑止することを 目指しています。

こうしたことから、第10次滋賀県交通安全計画の初年度である平成28年度は、「交通事故のない滋賀」の実現に向けて確実に歩を進めるため、滋賀県交通安全対策会議の構成員が引き続き相互に緊密な連携を図りながら、市町をはじめ関係機関・団体や県民の皆様との協働のもとに、この実施計画に定めている各種の施策を着実に推進することとしています。

滋賀県交通安全対策会議

第1部 平成28年度交通安全実施計画

第1章	道路交通の安全	1
第 1	節 道路交通環境の整備	1
(1)	生活に密着した身近な道路等における人優先の安全・安心な	
	歩行空間の整備	1
(2)	高速道路の更なる活用促進による生活に密着した身近な道路等	
	との機能分化	2
(3)	幹線道路における交通安全対策の推進	2
(4)	交通安全施設等整備事業の推進	4
(5)	歩行者空間のバリアフリー化	8
(6)	無電柱化の推進	9
(7)	効果的な交通規制の推進	9
(8)	自転車利用環境の総合的整備	10
(9)	高度道路交通システムの活用	10
(10	交通需要マネジメントの推進	11
(11	災害に備えた道路交通環境の整備	11
(12	総合的な駐車対策の推進	13
(13	道路交通情報の充実	14
(14	交通安全に寄与する道路交通環境の整備	15
第2頁	i 交通安全思想の普及徹底	17
(1)	段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	17
	(ア 幼児に対する交通安全教育)	17
	(イ 児童に対する交通安全教育)	17
	(ウ 中学生に対する交通安全教育)	18
	(エ 高校生に対する交通安全教育)	20
	(オ 成人に対する交通安全教育)	21
	(カ 高齢者に対する交通安全教育)	22
	(キ 障害者に対する交通安全教育)	23
	(ク 外国人に対する交通安全教育)	24
	(ケ 自転車利用者に対する交通安全教育)	24
(2)	効果的な交通安全教育の推進	24
(3)	交通安全に関する普及啓発活動の推進	25
	(ア 交通安全県民総ぐるみ運動の推進)	25
	(イ 交通安全運動の推進)	26

(ウ	自転車の安全利用の推進)	27
(工	すべての座席におけるシートベルト着用の徹底)	28
(オ	チャイルドシートの正しい使用の徹底)	28
(カ	反射材の普及促進)	29
(+	飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立)	29
(ク	危険ドラック対策の推進	30
(ケ	交差点事故防止対策の推進)	30
(コ	高齢者に優しい3S運動の推進)	30
(サ	効果的な広報の実施)	30
(シ	その他の普及啓発活動の推進)	31
(4) 交通の	安全に関する民間団体等の主体的活動の推進等	31
(5) 住民の	参加・協働の推進	32
第3節 安全	運転の確保	32
(1) 運転者	教育等の充実	32
(2) 運転免	許制度の改善	34
(3) 安全運	転管理の推進	35
(4) 事業用	自動車の安全プランに基づく安全対策の推進	35
(5) 交通労	働災害の防止等	36
(6) 道路交	通に関する情報の充実	37
第4節 車両	の安全性の確保	39
(1) 自動車	の検査および点検整備の充実	39
(2) 自転車	の安全性の確保	40
(3) 交通関	係用品の安全性の確保および向上	41
第5節 道路	交通秩序の維持	41
(1) 交通の	指導取締りの強化等	41
(2) 交通事	故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進	42
(3) 暴走族	対策の強化	42
第6節 救馬	助・救急活動の充実	43
(1) 救助	・救急体制の整備	43
(2) 救急日	医療体制の整備	44
(3) 救急	関係機関の協力関係の確保等	44
第7節 被領	害者支援の充実と推進	45
(1) 損害則	音償の請求についての援助等	45

(2) 交通事故被害者支援の充実強化	45
第8節 研究開発および調査研究の充実	46
(1) 道路交通の安全に関する研究開発の推進	46
(2) 道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化	46

第2章 鉄道交通の安全	48
かっか。Ab と ナマ 四 は へ あ は	4.0
第1節 鉄道交通環境の整備	48
(1) 鉄道施設等の安全性の向上	48
(2) 運転保安設備等の整備	48
第2節 鉄道交通の安全に関する知識の普及	49
第3節 鉄道の安全な運行の確保	49
(1) 保安監査の実施	49
(2) 運転士の資質の保持	49
(3) 安全上のトラブル情報の共有・活用	49
(4) 気象情報等の充実	49
(5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応	49
(6) 運輸安全マネジメント評価の実施	49
第4節 鉄道車両の安全性の確保	51
第5節 救助・救急活動の充実	51
第 6 節 被害者支援の推進	52
第3章 踏切道における交通の安全	53
(1) 踏切道の立体交差化、構造の改良および歩行者等立体横断施設の	
整備促進	53
(2) 踏切保安設備の整備および交通規制の実施	53
(3) 踏切道の統廃合の促進	53
(4) その他踏切道の交通の安全および円滑化等を図るための措置	53

第2部 平成27年度交通安全実施計画に対する実績

第1章 道路交通の安全	1
第1節 道路交通環境の整備	1
第2節 交通安全思想の普及徹底	11
第3節 安全運転の確保	19
第4節 車両の安全性の確保	25
第5節 道路交通秩序の維持	25
第6節 救助・救急体制等の整備	27
第7節 損害賠償の適正化を始めとした被害者支援の推進	29
第8節 研究開発および調査研究の充実	31
第2章 鉄道交通の安全	32
第1節 鉄道交通環境の整備	32
第3節 鉄道の安全な運行の確保	33
第3章 踏切道における交通の安全	34
(参考資料) 全国・滋賀県・市町の交通統計	
1 平成27年都道府県別交通事故発生状況	1
2 平成27年県内の各種発生状況(前年対比)	2
3 平成27年市町別交通事故発生状況	6

第 1 部

平成28年度交通安全実施計画

第1章 道路交通の安全

第1節 道路交通環境の整備

種 別 (1) 生活に密着した身近な道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の 整備

実施機関 滋賀国道事務所

1 計画の実施方針および重点

通学路緊急点検結果等を受け、危険箇所に対する対策等を実施し、安心安全な通学路 の確保を図る

2 計画の内容

通学路緊急点検結果を受けて、下記の内容を実施する。

- ・通学路緊急点検による危険箇所への対策を実施する。
- ・公安委員会その他関係機関と連携した面的・総合的な対策を実施する。

種別 (1) 生活に密着した身近な道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の 整備

実施機関 土木交通部道路課

1 計画の実施方針および重点

平成26年度に全市町が策定した通学路交通安全プログラムに基づいた点検、対策、検証、改善(PDCAサイクル)を回すことにより、通学路の安全確保を推進する。

また、歩道を設置している県管理道路を対象に、職員が年に1回程度自転車パトロールを行い、通常行っているパトロールでは見つけられない危険箇所を発見し、不具合があれば速やかに修繕を行う。

2 計画の内容

- ・通学路交通安全プログラムによる対策箇所について対策を行う。
- ・自転車パトロールについては、年1回程度実施する。

種別 (1) 生活に密着した身近な道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

実施機関「警察本部交通規制課

「人」視点に立った交通安全対策を推進し、車両等と歩行者等が分離された安全な 交通環境の適正な整備に努めます。

- (1) 生活に密着した身近な道路の安全対策の推進
- (2) 通学路等における交通安全の確保
- (3) 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備

2 計画の内容

- (1) 生活に密着した身近な道路の安全対策の推進について
 - ア 生活道路空間における「ゾーン30」の整備
 - イ 高輝度標識等見やすく、分かりやすい道路標識・道路標示の整備
 - ウ 信号灯器のLED化の整備
 - エ バリアフリー法に基づき生活関連道路を中心に視覚障害者用付加装置等の音響 式信号機の改良・整備や維持管理
- (2) 通学路等における交通安全の確保について
 - ア 横断歩道の整備
 - イ 押しボタン式等信号機の改良・整備と維持管理
 - ウ 歩行者用灯器の的確な整備と維持管理
- (3) 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備
 - ア 視覚障害者用付加装置等の音響式信号機の改良・整備や維持管理
 - イ 高輝度標識等見やすく、分かりやすい道路標識・道路標示の整備
 - ウ 信号灯器のLED化の整備

種 別 (2) 高速道路の更なる活用促進による生活に密着した身近な道路等との機能分化 実施機関 土木交通部道路課

1 計画の実施方針および重点

生活に密着した身近な道路等への通過交通を減少させるため、高規格幹線道路等の整備を推進する。

2 計画の内容

高規格幹線道路等整備事業

(単位:千円)

	補助事業	
	箇所	事業費
高規格幹線道路等整備事業	1	115, 183
合計	1	115, 183

種 別 (3) 幹線道路における交通安全対策の推進

実施機関 滋賀国道事務所

- (1) 事故ゼロプラン、事故危険箇所対策を推進する。
- (2) 道路交通渋滞の緩和、交通安全の確保を図るため、適切に機能分担された道路網の整備を推進する。

2 計画の内容

- (1) 交通事故分析の充実及び事故対策ノウハウの蓄積・活用を行う。
 - ・道路交通環境安全推進連絡会議を活用し、警察その他関係機関や学識経験者も 交えた事故調査及び分析体制の強化を図る。
 - ・事故危険箇所の中から3箇所程度を選定し、対策を立案する。
 - ・過年度に対策を実施した事故危険箇所等について、対策の効果検証を多面的に 実施し、その後の状況を把握するとともに、対策完了の判断及び更なる対策の必 要性について検討を行う。
- (2) バイパス等の整備を進め、市街地における道路の著しい混雑、交通事故の防止、通過交通車両の削減と分散を図る。
 - ・一般国道1号水口道路、栗東水口道路Ⅰ、栗東水口道路Ⅱの事業継続
 - ・一般国道8号塩津バイパス、米原バイパス、野洲栗東バイパス、姉川橋架替、米原貨物ターミナルの事業継続
 - ・一般国道161号 湖北バイパス、小松拡幅、湖西道路(真野~坂本北)4車線化の事業継続
 - ・一般国道307号 信楽道路の事業継続

種 別 (3) 幹線道路における交通安全対策の推進

実施機関 | 警察本部交通規制課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 事故危険箇所対策の推進
- (2) 幹線道路のおける適正な交通規制
- (3) 高度情報技術を活用したシステムの構築
- (4) 交通安全施設等の高度化

2 計画の内容

- (1) 事故危険箇所対策の推進について 交通量等の交通状況を十分調査検討し、真に必要な交通規制の整備を推進
- (2) 幹線道路のおける適正な交通規制について 交通量等の道路環境の実態をよく勘案して、有効且つ効果的な交通規制の見直し を推進
- (3) 高度情報技術を活用したシステムの構築について 光ビーコンの高度化更新を推進
- (4) 交通安全施設等の高度化について 交通実態に合った信号制御の見直しと信号灯器のLED化の推進

種 別 | (3) 幹線道路における交通安全対策の推進

|実施機関|土木交通部道路課

道路改築事業の実施にあたっては、必要に応じ県の道路構造令や滋賀県歩道整備マニュアルに基づいて車両と歩行者との通行空間の分離を図る。

2 計画の内容

道路の改築による道路交通環境の整備

〔補助事業〕 (単位:千円)

事 業 区 分		玉	道	地	方 道
事 未 区 刀		事業量	事 業 費	事業量	事 業 費
補助道路整備事業(改築)	箇所	7	3, 174, 866	37	5, 716, 651

*補助道路整備事業の箇所数は重複箇所あり

[単独事業]

単独道路改築事業(改築)

1,509,352千円

種 別 (3) 幹線道路における交通安全対策の推進

|実施機関|中日本高速道路(株)名古屋支社、西日本高速道路(株)関西支社

1 計画の実施方針および重点

高速自動車国道における事故防止対策の推進

2 計画の内容

安全性・快適性の向上、環境保全対策、情報提供の高度化など、多様化するニーズへの対応のため、5月30日から6月11日の土日を含まない10日間名神集中工事を実施する。

種 別	(4)交通安全施設等整備事業の推進

実施機関 土木交通部道路課

1 計画の実施方針および重点

交通事故の発生を抑止するため、交通安全を確保する必要がある道路を対象に整備を 図る。

- (1) 歩行者および自転車利用者の安全確保や高齢者・障害者等の社会参加を支援するため、十分な幅を確保した歩道等の整備に努める。
- (2) 事故危険箇所等の安全対策を積極的に進める。
- (3) 安全かつ円滑な自動車交通を確保するため、交通事故の集中する交差点の改良、疲労運転に伴う事故防止のための簡易パーキング等の整備を進める。
- (4) 夜間事故防止対策として道路照明灯の整備を進める。
- (5) 交通安全確保のため、防護柵、転落防止柵等の整備を進める。

2 計画の内容

交通安全施設等整備事業

(単位:千円)

7 IF	補助	事業	単独事業		
工種	箇所	事業費	箇所	事業費	
歩道	5	359, 161	19	74, 859	
自転車歩行者道	12	620, 944	14	116,000	

交差点改良	7	320, 420	_	_
その他(道路照明灯・防護柵等)	_	_	_	30, 000
合計	24	1, 300, 525	33	220, 859

種 別	(4) 交通安全施設等整備事業の推進
実施機関	土木交通部都市計画課

1 計画の実施方針および重点

市街地における道路混雑解消と交通事故防止を図り、自転車や歩行者の安全を確保するため、都市計画道路の整備を推進する。

2 計画の内容

都市計画街路事業

(単位:千円)

種	別		別 箇所数	
県	事	業	5箇所	1, 405, 702
市	町 事	業	27箇所	2, 982, 938
合	計		32箇所	4, 388, 640

種 別	(4) 交通安全施設等整備事業の推進
実施機関	農政水産部耕地課

1 計画の実施方針および重点

県営事業および団体営事業により実施する農道や農業集落道路等における交通事故防 止のため、交通安全対策等の整備を行う。

2 計画の内容

交通安全施設等整備事業

(単位:千円)

I	_	種	単位	県 営	事業	団体	営 事 業
	-	7里	半江	事業量	事 業 費	事業量	事 業 費
防	護	柵	m	4	33	0	0
道	路	標 識	基	2	170	0	0
区	画	線	m	1,049	437	840	334
反	射 誘	導 標	基	18	272	0	0
反	射	鏡	基	0	0	0	0
防	犯	灯	本	0	0	0	0
	合	計	<u> </u>	1,073	912	840	334

種 別 (4) 交通安全施設等整備事業の推進

|実施機関||警察本部交通規制課

1 計画の実施方針および重点

交通事故防止と交通の円滑化を図るため、公安委員会と道路管理者が連携して、 交通量、交通事故実態等の交通状況を調査検討して、計画的に交通安全施設等の 適切な整備を進める。一方で交通安全施設等の老朽化に対する的確な維持管理を 推進して交通の安全と円滑の確保に努める。

- (1) 交通安全施設等の戦略的維持管理
- (2) 歩行者・自転車対策及び生活に密着した身近な道路等対策の推進
- (3) 幹線道路の安全と円滑化対策の推進
- (4) ITSの推進による安全で快適な道路交通環境の実現
- (5) 道路環境整備への住民参加の促進

2 計画の内容

		事	業	事業量	予算 (千円)
			集中制御機	24基	40, 464
			情報収集装置	3 式	22, 464
			端末対応設定費等		19, 612
		交通管制	監視用テレビ更新	2式	4,630
			交通情報板更新	1式	17, 830
			情報収集提供装置	12式	7, 464
			調査委託費		2, 584
		是 只继北 白	プログラム多段系統化等	45基	45, 118
	安	信号機改良	灯器等改良 (LED 化)	29式	31, 064
	安全対策事業	信号機新設		2 基	8, 306
	第	信号柱更新		20本	19, 396
	事	信号機調査委託	托費		4, 792
補	業	道路標識(路位	則標識)	200本	11,600
助		道路標識(オー	ーバーハング)	10本	5, 220
事業		道路標示 横腳	新歩道 (高輝度)	18km	23, 040
木		道路標示 実統	泉(高輝度)	16.33km	12, 802
		標識・標示調査	查委託費		2, 904
		交通安全施設	周查経費		123
		交通管制中央	表置リース料		31, 097
		管制中央装置	设置工事費		0
			安全対策事業合計	_	310, 510
			集中制御機	0 基	0
	円滑	交通管制	情報収集装置	0式	0
	11		端末対応設定費		0
	対策事	信号機新設		0 基	0
	東	信号機新設(別	丁器)	0 基	0
	業	信号機移設		0 基	0
		事信号機改良	(半感応化等)	28基	42, 554

	業信号灯器改.	良(LED 化)	2 4 式	25, 746
	調査委託費			2,808
		円滑化対策事業合計		71, 108
			381, 618	
		路側標識	130本	7, 441
		標識用照明	20本	1, 339
	道路標識	オーバーハング更新	15本	7, 987
		オーバーハング移設	20本	5, 530
		調査費		1,050
県	道路標示	横断歩道	7 km	9, 783
県単独事業	坦哈保尔	実線	18km	9,060
事		新設 定周期式	8 基	39, 688
業		更新 半感応等	0 基	0
	信号機	灯器の増灯・更新	90灯	21, 720
	日子版	信号機移設	70箇所	19, 810
		信号柱の更新	0本	0
		調査費		3, 525
		県単独事業合計		126, 933

種 別 (4) 交通安全施設等整備事業の推進

|実施機関|滋賀国道事務所

1 計画の実施方針および重点

- (1) 交通安全に資するため、交差点の立体化、右折レーンの整備等を行い、交差点改良を推進することにより、交通容量の拡大を図り、交通の円滑化を推進し、自動車からの二酸化炭素排出の抑止に努める。
- (2) 滋賀県道路交通環境安全推進連絡会議を活用し、学識経験者のアドバイスを受けつつ施策の企画、評価、進行管理等に関して協議を行い、的確かつ着実に安全な道路交通環境の実現を図る。

2 計画の内容

(単位:百万円)

	エ		種		単 位	事業量	事 業 費
	歩道等	(ハ゛リアフリ・	一化を含	(t)	箇所	7	792
種	交	差 点	改	良	箇所	2	315
種事業							
耒	小		計				1, 107
	簡易パー	キング(防災拠	点化を含	含む)			
_	防	護		柵			
種	道	路	標	識	式	1	202
種事業	情報機	器(道路情	報提供剝	表置)			
耒	区	画		線			
		小	計				202
	合		計	·			1, 309

種 別 (5)歩行者空間のバリアフリー化

実施機関 滋賀国道事務所

1 計画の実施方針および重点

主要な鉄道駅等を中心とする地区においては、高齢者や身体障がい者等に配慮した安全で快適な歩行空間を確保するため、交通バリアフリー法に基づき、バリアフリー化された歩行空間ネットワークの整備を推進する。

2 計画の内容

バリアフリー基本構想エリア等において、下記の内容を実施する。

・『高齢者・身体障がい者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律』に基づき、一定規模の旅客施設を中心とした地区において、道路等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進する。

種 別 (5)歩行者空間のバリアフリー化

実施機関 警察本部交通規制課

1 計画の実施方針および重点

バリアフリー化に伴う安全・安心な歩行空間の整備と維持管理の推進を行う。

2 計画の内容

バリアフリー法に基づき生活関連道路を中心に視覚障害者用付加装置等の音響 式信号機の改良・整備や維持管理を行う。

種 別 (5) 歩行者空間のバリアフリー化

実施機関 土木交通部道路課

1 計画の実施方針および重点

高齢者や障害者等を含めた全ての人が安全で安心して通行出来るよう、歩道のバリアフリー化を推進する。

2 計画の内容

歩行空間のバリアフリー化事業

(単位:千円)

工任	補助	事業	単独事業		
工種	箇所	事業費	箇所	事業費	
バリアフリー	3	129, 119	4	27, 685	
合計	3	129, 119	4	27, 685	

種 別 (6)無電柱化の推進

実施機関 滋賀国道事務所

1 計画の実施方針および重点

公共施設や商業ビルが建ち並び、人が集中する地域において、電線類の地中化による 無電柱化を進めることで、都市景観の向上を図る。

2 計画の内容

電線類の地中化による無電柱化の推進

- ○無電柱化の推進
- ・国道1号本宮地区(大津市)、竜が丘地区(大津市)、大路地区(草津市)の 事業継続

種 別 (6)無電柱化の推進

実施機関 土木交通部道路課

1 計画の実施方針および重点

安全で快適な通行空間の確保、道路の防災性の向上、良好な景観の形成のため、第6期滋賀県無電柱化推進計画に位置付けられている対策箇所の無電柱化を推進する。

2 計画の内容

安全で快適な通行空間の確保のための無電柱化事業

(単位:千円)

		· · · · · ·		
	補助事業			
工種	箇所	事業費		
無電柱化	1	52, 356		
合計	1	52, 356		

種 別 (7) 効果的な交通規制の推進

実施機関 警察本部交通規制課

1 計画の実施方針および重点

交通規制や交通管制の点検と見直しを行う。

2 計画の内容

(1) 速度規制の見直し

交通実態にあった速度規制の見直しと速度抑止対策の推進

(2) 信号機の運用改善の推進

信号をより守りやすくするための、交通実態を考慮して歩行者横断秒数の改善等を行うなど、運用改善に努める。

種 別 (8) 自転車利用環境の総合的整備

実施機関 滋賀国道事務所

1 計画の実施方針および重点

自転車と歩行者の錯綜を防止し、交通安全の向上を図る。

2 計画の内容

国道8号長浜市において、自転車通行帯の明示を行う。

種 別 (8) 自転車利用環境の総合的整備

実施機関 警察本部交通規制課

1 計画の実施方針および重点

自転車を安全且つ円滑に利用できる自転車利用環境の整備を行う。

2 計画の内容

自転車の通行位置を示した道路等の自転車走行空間ネットワークの整備を行う。

種 別 (8) 自転車利用環境の総合的整備

実施機関 土木交通部道路課

1 計画の実施方針および重点

自転車が安全かつ円滑に利用できるよう、かつ歩行者の通行に支障をきたすことの無いよう、自転車走行空間の創出を推進する。

2 計画の内容

自転車が安全かつ円滑に通行できるよう、路線の交通状況や自転車ネットワークを 総合的に考慮し、自転車歩行者道等による自転車走行空間の創出を推進する。

種 別 (9) 高度道路交通システムの活用

実施機関「近畿総合通信局、警察本部交通規制課

1 計画の実施方針および重点

最先端の情報通信技術(ICT)等を用いて、高度道路交通システム(ITS)の構築を推進する。

2 計画の内容

(1) 道路交通情報通信システムの整備

安全で円滑な道路交通を確保するため、リアルタイムの渋滞情報、所要時間、規制情報等の道路交通情報を提供するVICSのやITSスポット等の整備・拡充を推進する

また、より高度で詳細な道路高越情報の提供・収集のため、光ビーコンの高度化更新を 推進し、路線信号情報の提供および自動車走行履歴(プローブ)情報の収集を行い安全対 策に活用する。

(2) 新交通管理システムの推進

最先端の情報通信技術(ICT)を用いて交通管理の適正化を図るため、光ビーコンの機能を活用した新交通管理システム(UTMS)の構想に基づき安全・円滑な交通社会の実現を目指します。

種 別 (9) 高度道路交通システムの活用

実施機関 滋賀国道事務所

1 計画の実施方針および重点

最先端の情報通信技術(ICT)等を用いて、人と道路と車両とを一体のシステムとして構築し、安全性の向上を実現する。

2 計画の内容

より高度で詳細な道路交通情報の収集・提供のため、自動車走行履歴(プローブ)の収集を行い、安全対策に活用する。

種 別 (10) 交通需要マネジメントの推進

実施機関 滋賀国道事務所、警察本部交通規制課

1 計画の実施方針および重点

交通管制機能の高度化と公共交通機関利用の促進による自動車利用の効率化を図る。

2 計画の内容

- (1) 交通需要のピーク時間帯の交通量を軽減させるため、管制エリアの見直しと幹線道路 における光ビーコンの高度化更新を推進し、安全で円滑な自動車利用の効率化を図る。
- (2) 公共機関の優位性を高めるため、公共車両優先システム (PTPS) の導入を検討する など、バスの定時性を高める工夫によりマイカーの利用転換の推進を図る。

種 別 (10) 交通需要マネジメントの推進

|実施機関 |中日本高速道路(株)名古屋支社、西日本高速道路(株)関西支社

1 計画の実施方針および重点

交通混雑期における交通集中の分散化

2 計画の内容

GW、お盆、年末年始の交通混雑期において、休憩施設および料金所等に渋滞予測ガイドを設置、また渋滞予測をホームページに掲載して交通の分散化を図る。

種 別 | (11) 災害に備えた道路交通環境の整備

実施機関 滋賀国道事務所

- (1) 道路に沿って建ち並ぶ電柱・電線類の地中化を進めることにより、地震時における電柱の倒壊を防止し、緊急輸送道路の機能向上や情報通信ネットワークの信頼性向上等を図る。
- (2) 地震等の災害発生時に『道の駅』が一時避難場所や救助復旧活動の拠点として活用できるようの防災拠点化施設の整備を推進する。
- (3) 災害時における安全な道路交通を確保するため、災害状況、交通規制等に関する情報 を提供する既存 IT 設備の有効活用を図る。
- (4) 地震、豪雨、豪雪等の災害が発生した場合においても安全で安心な生活を支える道路 交通の確保のため、既存 IT 設備の信頼性向上を図る。

2 計画の内容

(1) 電線類の地中化を行う。

国道1号本宮地区(大津市)、竜が丘地区(大津市)、大路地区(草津市)の事業 継続

- (2) 防災拠点化を推進する。
 - 道の駅「竜王かがみの里」及び「マキノ追坂峠」において防災拠点化を推進
- (3) 災害、危険箇所、交通規制等におけるCCTVの有効活用を図る。また、道路交通情報システムを活用した積雪状況や規制情報の情報共有を図る。
- (4) 老朽化にともなう障害が多発する機器について、全面的な改修を行い、機器動作の安定性、信頼性向上を図る。

種 別 | (11) 災害に備えた道路交通環境の整備

実施機関 | 警察本部交通規制課

1 計画の実施方針および重点

災害発生時に部隊や緊急物資を被災地に速やかに搬送するための緊急通行路を確保 することが重要である。そのため災害に強い交通安全施設等の整備、迅速で的確な交 通規制の 実施や交通情報提供システムの的確な整備の推進する。

一方で災害時に、交通情報を提供するIT装置等の交通安全施設等が有効に活用で きるように的確な維持管理・更新を推進する。

2 計画の内容

(1) 災害に強い交通安全施設等の整備・更新

災害発生時に、信号機の柱の倒壊を防止するための信号柱をコンクリート柱から 鋼管柱に変更、更新する。

緊急通行路を確保するため、主要交差点に設置された信号機電源付加装置の適切な維持管理・更新を行い、必要な交差点への移設や整備を的確に推進する。

災害時の交通情報システムが有効活用できるよう交通管制センターの機能の充実 と交通流監視カメラや情報板など関連交通安全施設の的確な維持管理・更新を行う。

(2) 災害発生時における交通規制

緊急車両等の交通ルートを確保するため、迅速且つ的確な交通規制が実施されるように関係団体と連携した実践的な交通規制訓練の実施

(3) 災害発生時における情報提供の充実

災害発生時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析 し、緊急交通路、緊急輸送道路等の確保および道路利用者等に対する道路交通情報の 提供等に資するため、交通監視カメラや車両感知器、交通情報板等の更新を行う。

種 別 | (11) 災害に備えた道路交通環境の整備

実施機関 土木交通部道路課

1 計画の実施方針および重点

阪神大震災、東日本大震災、熊本地震の震災や自然災害等を踏まえ、災害に強い安全 な道路づくりを目指す。 平成8年度道路防災総点検において落石崩壊等の危険があると認められた要対策箇所 で災害防除事業を実施する。

2 計画の内容

災害発生等に備えた安全の確保

(単位:千円)

7		種	補	助事業		
		任里	箇所数	事 業 費		
災	夢	除	12	700,000		

種 別 (12)総合的な駐車対策の推進 実施機関 警察本部交通指導課

1 計画の実施方針および重点

違法駐車対策

- (1) 放置駐車違反に対する取締り活動の強化と駐車秩序の確立
- (2) 放置違反金滞納者に対する徹底した徴収対策の推進

2 計画の内容

違法駐車対策

(1) 放置駐車違反に対する取締り活動の強化と駐車秩序の確立

放置駐車制度の導入から10年が経過し、その成果を検証すると、放置駐車車両の抑制、交通事故の減少等目に見える効果が上がり、駐車実態が改善されてきたものと評価できるが、放置駐車対策は、歩行者等の安全および交通の円滑の確保等良好な駐車秩序の確立を図っていくうえで重要であり、今後も悪質・危険、迷惑性の高い違反に重点を指向した取締りを実施するため、

- 駐車監視員活動ガイドラインの見直し
- 地域の意見・要望、駐車実態の把握
- 重点地域・路線での取締りの強化

を推進する。

(2) 放置違反金滞納者に対する徹底した徴収対策の推進

悪質滞納者を放置すれば、法制度そのものの根幹を揺るがしかねないことから

- 専従徴収班による訪問徴収活動の実施
- 長期滞納者に対する徹底した滞納処分の執行
- 車検拒否制度と使用制限命令の確実な執行
- 積極的な広報や効果的な街頭活動による「逃げ得は許されない」気運の 醸成

を図る。

種 別 (12)総合的な駐車対策の推進

実施機関 | 警察本部交通規制課、商工観光労働部中小企業支援課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 交通実態に応じた交通規制の実施および見直しなど、きめ細かな駐車規制の推進
- (2) 補助制度を活用した駐車場の整備の推進

2 計画の内容

- (1) 住民からの意見や要望を踏まえ、駐車車両の状況や道路の構造などを把握し、 通学路や住宅街などにおける危険性・悪質性の高い駐車車両を排除するための交 通規制を実施するとともに、道路環境の変化など地域の交通実態等に応じた規制 緩和を実施する。
- (2) 自治振興交付金(商店街基盤施設等整備事業)により商店街顧客専用駐車場の借地料および共同駐車場の設置に対して支援を行う。

種 別 (13) 道路交通情報の充実

実施機関 近畿総合通信局

1 計画の実施方針および重点

道路利用者に対し必要な道路交通情報を提供することにより、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、道路情報提供装置等の整備による情報収集・提供体制の充実を図る。

- (1) 情報収集・提供体制の充実
- (2) ITSを活用した道路交通情報の高度化

2 計画の内容

(1) 情報収集・提供体制の充実

- ・中波カーラジオを活用した道路交通情報を提供する路側通信システムの適切な 運用を推進する。
- ・各種イベント会場周辺の交通安全確保等の有効な情報提供手段として、会場に おける臨時の放送局の開設を推進する。
- ・コミュニティ放送局は、市町村の一部地域を対象に放送を行うFM放送で、当該地域に密着したきめ細やかな道路交通情報や商店街等の駐車場情報をリアルタイムで提供できるため、円滑な交通の確保に寄与している。

滋賀県内では、平成28年4月1日までに3局が開局し、今後も周波数事情が 許す限りの普及を図る。

(2) I T S を活用した道路交通情報の高度化

交通の分散による交通渋滞の解消、交通の安全と円滑化を図るため、運転者に 渋滞状況等の道路交通情報を提供するVICSやITSスポット等の整備・拡充 を推進する。

種 別 | (13) 道路交通情報の充実

実施機関 滋賀国道事務所

1 計画の実施方針および重点

- (1) 利用者サービスの向上を図るため、インターネット等広く普及している情報通信を 活用して即時に道路交通情報提供を行う利用者サービスの向上に努める。
- (2) 分かりやすい道路交通環境の確保を行う。

2 計画の内容

- (1) 冬期積雪箇所 C C T V 画像のインターネット提供を継続して実施する。
- (2) 主要な幹線道路の交差点及び交差点付近において、ルート番号等を用いた案内標識の設置の推進、案内標識の英語表記改善の推進により、国際化の進展への対応に努める。

種 別 (13) 道路交通情報の充実

実施機関 交通部交通規制課、

1 計画の実施方針および重点

多様化する道路利用者のニーズに応えるため、交通管制システムの充実・高度化を図る。

2 計画の内容

(1) 情報収集・提供体制の充実

多様化する道路利用者に対して、ニーズに即した交通情報を提供することにより心理的なゆとりによる安全運転と経済的な運転を促進するため、光ビーコン、交通監視カメラ、車両感知器、交通情報板等の高度化を図る。

(2) ITSを活用した道路交通情報の高度化

対応した自動車に対して、信号交差点への到着時における信号灯火等に関する情報を事前に提供することでゆとりのある運転を促し、急停止・急発進に伴う事故の防止を図るため 光ビーコンの高度化更新を推進する。

種 別 (13) 道路交通情報の充実

実施機関 土木交通部道路課

1 計画の実施方針および重点

多様化するドライバーのニーズにこたえるとともに安全かつ円滑な道路交通を確保するため、道路情報提供装置の整備と提供体制の充実を図る。

2 計画の内容

必要に応じ適切な箇所に道路情報提供装置の新設、あるいは既設設備の更新を行い 情報提供体制の充実を図る。

種 別 (13) 道路交通情報の充実

実施機関 中日本高速道路(株)名古屋支社、西日本高速道路(株)関西支社

1 計画の実施方針および重点

道路交通情報の充実

2 計画の内容

道路利用者に対し必要な道路交通情報を提供することにより安全かつ円滑な道路交通を確保するため、道路情報板、路側通信システム、交通情報携帯サイト(アイハイウェイ)等により、情報提供体制の充実に努める。また、お客様センターにて24時間体制でお客様の問い合わせに対応する。

種 別|(14)交通安全に寄与する道路交通環境の整備

実施機関 滋賀国道事務所

1 計画の実施方針および重点

道路利用の適正化を推進するために、不法占用調査および指導、特殊車両の指導取締を引き続き実施する。

2 計画の内容

不法占用を調査し、適正化の指導を行う。 豊郷計量所において12回の殊車両指導取締を行う。

種 別 (14) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

実施機関 県警本部交通規制課

1 計画の実施方針および重点

地域に応じた安全の確保

2 計画の内容

冬期の安全な道路交通を確保するため、気象・路面状況等を収集して、情報提供を行う。

種 別 (14) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

実施機関 土木交通部道路課

1 計画の実施方針および重点

道路の構造を保全し、または交通の危険を防止するため、道路が破損していたり、異常気象等により被害が予想されたりする場合等には、道路法に基づき通行の禁止または制限を行う。また、冬期の安全な道路交通を確保するため、気象、路面状況等の情報を収集し、道路利用者に提供する。

種 別 (14) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

実施機関土木交通部都市計画課

1 計画の実施方針および重点

子どもの遊び場等の確保

路上遊戯等による子どもの交通事故防止を図るため、近隣公園、地区公園、運動公園等の整備を推進する。

2 計画の内容

(単位:千円)

種	種別				箇 所 数	事	業	費
市	近	隣	公	園	1		1	, 200
町	地	区	公	園	3		271	, 563
事	総	合	公	園	2		260	, 000
業	運	動	公	園	2		544	, 870
県事業	都市				1		68	8,000
緑地								
計					6		1, 145	5, 633

第2節 交通安全思想の普及徹底

種 別 (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

実施機関|健康医療福祉部子ども・青少年局、土木交通部交通戦略課

1 計画の実施方針および重点

[ア 幼児に対する交通安全教育]

- (1) 幼児交通安全クラブ (カンガルークラブ) の結成促進と育成の強化
- (2) 指導者の育成と資質の向上
- (3) 幼児に対する交通安全教育の教材の充実
- (4) 幼児を持つ親を対象に学習の機会提供と指導の徹底
- (5) 児童館および保育所等における交通安全指導の強化

2 計画の内容

(1) 幼児交通安全クラブ (カンガルークラブ) の結成促進と育成の強化

就学前の幼児と母親を対象とした幼児交通安全クラブ(カンガルークラブ)の結成を促進するとともに、既成クラブに対する育成指導を強化する。

(2) 指導者の育成と資質の向上

市町交通指導員、各クラブ指導者を対象に合同研修会を開催するほか、指導資料を 作成して資質の向上を図る。

(3) 幼児に対する交通安全教育の教材の充実

市町、幼児交通安全クラブ(カンガルークラブ)等を通じて、交通安全教育を効率的に実施するためのビデオ、DVDおよび資料等を提供し、幼児に対する交通安全教育を推進する。

(4) 幼児を持つ親を対象に学習の機会提供と指導の徹底

県が実施する幼児を持つ親を対象とする事業の中で、交通安全の重要性を指導する。

(5) 児童館および保育所等における交通安全指導の強化

日常の保育活動や遊びの中で、交通安全に関する注意力、事故防止等、幼児の交通安全教育を推進する。

また、保育所の通所時および所外活動における安全確保等について、指導監査時や 通知等により要請する。

種 別 |(1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

実施機関 教育委員会事務局幼小中教育課、教育委員会事務局生涯学習課、教育委員会事務局保健体育課、警察本部交通企画課

1 計画の実施方針および重点

〔イ 児童に対する交通安全教育〕

(1) 児童の発達段階に応じた交通安全教育の推進

児童に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、歩行者および自転車の利用者としての必要な技能と知識を習得させる。また、道路および交通等の環境状況の変化に応じて、安全に道路を通行するために道路交通における危険予測、危険回避できる意識、力を高めることを目標とする。

- (2) 交通安全教育に対する教職員の資質向上を図るための講習会の充実
- (3) 児童の安全能力や態度の育成を図るための効果的な安全指導の実施
- (4) 交通事故防止と管理・指導体制の確立
- (5) 児童を持つ親に対する学習の機会提供と、児童が所属する社会教育関係団体に対 する指導
- (6) 児童に対する啓発の推進

児童が交通ルールの順守等規範意識を高め、被害者にも加害者にもならないよう に啓発を進める。特に自転車による事故を防止するために、自転車運転のマナー指 導を進める。

2 計画の内容

(1) 交通安全指導の充実

- ア 学校教育全体を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、乗り物の安全な利用、交通ルールの意味および必要性等について重点的に指導し、児童の危険 予測と危険回避能力を高める。
- イ 交通安全教育は、学校教育活動全体を通じて指導することになっているが、特に、 教科「体育・保健体育」、学級活動(ホームルーム活動)および学校行事等の特別 活動、総合的な学習の時間等を中心とした指導の充実とその時間の確保に努める。
- ウ 教職員の資質の向上を図るための研修会、講習会を開催する。

(2) 交通安全管理指導体制の確立

- ア 各学校における安全主任の設置と校務分掌における位置付け
- イ 通学路の安全点検、危険箇所の整備
- ウ 通学用自転車の点検整備の徹底
- エ 校内研修の充実と交通安全指導体制の確立
- オ PTA、地域、関係団体との連携

(3) 児童に対する啓発の推進

- ア 長期休業の前に「交通安全県民運動実施要綱」等を添付した「児童生徒の指導・保護者への啓発等について」(通知)をすべての公立小学校に送付して、 その中で交通安全について児童・保護者への啓発を依頼し、児童が被害者にも 加害者にもならないようにする働きかけを行う。
- イ 市町立小・中学校および県立学校生徒指導担当者・教育相談担当連絡協議会、 生徒指導上の課題解決に係る管理職研修会などの機会に管理職や生徒指導主 任・主事に対して、発達段階に応じて授業やホームルーム活動で交通安全につ いて啓発・指導を行うよう依頼する。
- ウ「学校支援メニュー」に登録されている「安全」に関する「交通安全教室」等に ついて、学校での活用促進を図り、マスコミ等への資料提供を積極的に行う。
- エ「しが学校支援メニューフェア」等の機会を通じた啓発の促進。
- (4) 教育委員会、学校、PTA等に対する「交通安全子供自転車大会」への参加要請
- (5) 自転車乗用時のヘルメットの着用の推進および自転車利用安全五則の周知

種 別 | (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

実施機関 教育委員会事務局幼小中教育課、教育委員会事務局生涯学習課、教育委員会事務局保健体育課、警察本部交通企画課

1 計画の実施方針および重点

[ウ 中学生に対する交通安全教育]

(1) 生徒の発達段階に応じた交通安全教育の推進

中学生に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、歩行者 および自転車の利用者としての必要な技能と知識を習得させる。また、道路および 交通等の環境状況の変化に応じて、安全に道路を通行するために道路交通における 危険予測、危険回避できる意識、力を高めることを目標とする。

特に、中学生では、自転車で安全に道路を通行するために必要な技能と知識を十分に習得させる。また、道路を通行する場合は、思いやりを持って、自己の安全ばかりでなく、他の人々の安全にも配慮できることを目標とする。

- (2) 交通安全教育に対する教職員の資質向上を図るための講習会の充実
- (3) 生徒の安全能力や態度の育成を図るための効果的な安全指導の実施
- (4) 交通事故防止と管理指導体制の確立
- (5) 生徒を持つ親に対する学習の機会提供と、生徒が所属する社会教育関係団体に対する指導
- (6) 生徒に対する啓発の推進

生徒が交通ルールの順守等規範意識を高め、被害者にも加害者にもならないよう に啓発を進める。特に自転車による事故を防止するために、自転車運転のマナー指 導を進める。

2 計画の内容

(1) 交通安全指導の充実

ア 学校教育全体を通じて、交通ルールを守るということや危険な飲酒運転等の交通 違反を許さないという意識を醸成するとともに、歩行者としての心得、自転車の安 全な利用、自動車等の特性、危険の予測と回避、標識等の意味、応急手当等につい て重点的に指導する。

イ 交通安全教育は、学校教育活動全体を通じて指導することとなっているが、特に、 教科「体育・保健体育」、学級活動(ホームルーム活動)および学校行事等の特別 活動、総合的な学習の時間等を中心とした指導の充実とその時間の確保に努める。

ウ 教職員の資質の向上を図るための研修会、講習会を開催する。

(2) 交通安全管理指導体制の確立

- ア 各学校における安全主任の設置と校務分掌における位置付け
- イ 通学路の安全点検、危険箇所の整備
- ウ 通学用等自転車の点検整備の徹底
- エ 校内研修の充実と交通安全指導体制の確立
- オ PTA、地域、関係団体との連携

(3) 生徒に対する啓発の推進

ア 長期休業の前に「交通安全県民運動実施要綱」等を添付した「児童生徒の指導・保護者への啓発等について」(通知)をすべての公立中学校に送付して、 その中で交通安全について生徒・保護者への啓発を依頼し、生徒が被害者にも 加害者にもならないようにする働きかけを行う。

イ 市町立小・中学校および県立学校生徒指導担当者・教育相談担当連絡協議会、 生徒指導上の課題解決に係る管理職研修会などの機会に管理職や生徒指導主 任・主事に対して、発達段階に応じて授業やホームルーム活動で交通安全につ いて啓発・指導を行うよう依頼する。

(4) 関係機関との連携

- ア 学校主体による自転車安全教育の実施・支援
- イ 教育委員会、自治体に対する情報提供を行う。
- ウ 自転車乗車用ヘルメットの着用の推進および自転車安全利用五則の周知と被害軽減効果の周知に努める。
- エ 交通事故を起こした場合の損害賠償、刑事罰の内容を取り入れた交通安全教育を 実施する。
- オ 自転車の賠償責任保険の普及促進に努める。
- カ 「学校支援メニュー」に登録されている「安全」に関する「交通安全教室」等 について、学校での活用促進を図り、マスコミ等への資料提供を積極的に行う。
- キ 「しが学校支援メニューフェア」等の機会を通じた啓発の促進。

種 別 (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

実施機関 教育委員会事務局幼小中教育課、教育委員会事務局生涯学習課、教育委員会事務局保健体育課、警察本部交通企画課

1 計画の実施方針および重点

[エ 高校生に対する交通安全教育]

(1) 生徒の発達段階に応じた交通安全教育の推進

高校生に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、歩行者および自転車の利用者としての必要な技能と知識を習得させる。また、道路および交通等の環境状況の変化に応じて、安全に道路を通行するために道路交通における危険予測、危険回避できる意識、力を高めることを目標とする。

特に、高校生では、二輪車の運転者および自転車の利用者として安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を習得させる。また、交通社会の一員として交通ルールの遵守等規範意識を確立、さらには、自他の生命を尊重するなど責任を持って行動することができる健全な社会人の育成を目標とする。

- (2) 交通安全教育に対する教職員の資質向上を図るための講習会の充実
- (3) 生徒の安全能力や態度を育てる効果的な安全指導の実施
- (4) 交通事故防止と管理・指導体制の確立
- (5) 生徒を持つ親に対する学習の機会提供と、生徒が所属する社会教育関係団体に対する指導
- (6) 生徒に対する啓発の推進

生徒が交通ルールの順守等規範意識を高め、被害者にも加害者にもならないように啓発を進める。特に自転車による事故を防止するために、自転車運転のマナー指導を進める。また、滋賀県公立高等学校PTA連合会からの要請を受けて、連携して「3+1ない運動」を進め、自動二輪車等の事故防止に努める。

(7) 視聴覚教材の活用による効果的な交通教育の推進

2 計画の内容

(1) 交通安全教育の実施

ア 自転車の安全な利用、二輪車・自動車の特性、危険予測、危険回避、運転者の責任、応急手当等について更に指導する。また、生徒の多くが、近い将来、運転免許等を取得することが予想されることから、免許取得前の教育としての性格を重視し、

危険な飲酒運転等の交通違反を許さないという意識の醸成について重点的に指導する。

イ 交通安全教育は、学校教育活動全体を通じて指導することとなっているが、特に、 教科「体育・保健体育」、学級活動(ホームルーム活動)および学校行事等の特別 活動、総合的な学習の時間等を中心とした指導の充実とその時間の確保に努める。 ウ 教職員の資質の向上を図るための研修会、講習会を開催する。

(2) 交通安全管理指導体制の確立

- ア 各学校における安全主任の設置と校務分掌における位置付け
- イ 通学路の安全点検、危険箇所の整備
- ウ 通学用自転車の点検整備の徹底
- エ 校内研修の充実と交通安全指導体制の確立
- オ PTA、地域、関係団体との連携

(3) 生徒に対する啓発の推進

- ア 長期休業の前に「交通安全県民運動実施要綱」等を添付した「児童生徒の指導・ 保護者への啓発等について」(通知)をすべての県立高等学校に送付して、その中 で交通安全について生徒・保護者への啓発を依頼し、生徒が被害者にも加害者にも ならないようにする働きかけを行う。
- イ 高等学校等生徒指導連絡協議会、生徒指導上の課題解決に係る管理職研修会など の機会に管理職や生徒指導主任・主事に対して、発達段階に応じて授業やホームル ーム活動で交通安全について啓発・指導を行うよう依頼する。

(4) 関係機関との連携

- ア 高等学校主体による自転車安全教育の支援
- イ 教育委員会、自治体に対する情報提供を行う。
- ウ 自転車の賠償責任保険の普及促進に努める。
- エ 交通事故を起こした場合の損害賠償、刑事罰の内容を取り入れた交通安全教育 を実施
- オ 近い将来、運転免許等を取得することが予想されることから、免許取得前の教育としての性格を重視し、危険な飲酒運転等の交通違反を許さないという意識の醸成をはじめとする交通安全教育を行う。
- カ 「学校支援メニュー」に登録されている「安全」に関する「交通安全教室」等 について、学校での活用促進を図り、マスコミ等への資料提供を積極的に行う

キ 「しが学校支援メニューフェア」等の機会を通じた啓発の促進。

種 別 (1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

実施機関│警察本部交通企画課、土木交通部交通戦略課、教育委員会事務局生涯学習課

1 計画の実施方針および重点

[オ 成人に対する交通安全教育]

- (1) あらゆる機会を利用しての交通安全教育の推進
- (2) 関係団体等に対する交通安全の呼びかけ
- (3) 関係機関・団体等に対する交通安全活動の指導強化
- (4) 効果的な交通安全教育の推進

2 計画の内容

(1) あらゆる機会を利用しての交通安全教育の推進

県が実施する研修会等において交通安全に対する認識を深めるように呼びかける。

(2) 関係団体等に対する交通安全の呼びかけ

関係機関・団体等において、幼児から高齢者に至るまでの年齢層、道路利用形態別に応じた交通安全教育が推進されるよう呼びかける。

(3) 関係機関・団体等に対する交通安全活動の指導強化

関係機関・団体等において、幼児から高齢者に至るまでの年齢層、道路の利用形態 別に応じた交通安全教育が総合的、組織的に行われるよう指導を強化するとともに、 交通安全に関する資料の提供など積極的な支援を行う。

(4) 効果的な交通安全教育の推進

- ア 対象別に、より交通実態に即した実践的な交通安全教育を継続的に推進する。
- イ 関係機関・団体等との連携による計画的な交通安全教育を推進する。
- ウ 成人から高齢者に至るまでの段階的に創意工夫した交通安全教育を実施する。
- エ 県、市町、学校、関係民間団体および家庭が互いに連携を図る。
- オ 指導者の育成、教材等の充実、参加・体験・実践型の教育の普及を図る。
- カ 運転者教育に関しては、安全運転意識の醸成および危険予測・回避能力の向上を 図る観点から、免許取得前教育、免許取得時教育、免許取得後の再教育の充実を図 る。
- キ 「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の周知と正しい自転車 の乗り方、マナーの徹底および自転車の損害責任保険の普及促進を図る。
- ク 事業所主体による自動車及び自転車安全教育の支援
- ケ 講習は、安全運転に必要な技能・技術及び危険予測・回避能力に関する講習、交 通事故被害者の心情等、交通事故の悲惨さを理解させる講習、交通安全意識・交通 マナーの向上及び交通ルールを遵守させるための講習等を行う
- コ 視聴覚ライブラリー (しが生涯学習スクエア) において、交通安全や自転車の 正しい乗り方に関する教材を整備・貸出。

種 別 (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

実施機関│警察本部交通企画課、健康医療福祉部医療福祉推進課、土木交通部交通戦略課

1 計画の実施方針および重点

- 〔カ 高齢者に対する交通安全教育〕
- (1) 滋賀県レイカディア大学の取り組み(医療福祉推進課)
- (2) 老人クラブ等の関係団体を通じた取り組みの強化(医療福祉推進課)
- (3) 高齢者のための実践的な交通安全教育の推進(交通戦略課)
- (4) あわない・起こさないシルバー無事故運動の実施(交通戦略課)
- (5) 参加・体験・実践型交通安全教育の推進(交通企画課、交通戦略課)
- (6) 民間の交通安全教育チームによる交通安全教室、訪問指導活動の実施(交通企画課、 交通戦略課)

2 計画の内容

(1) 滋賀県レイカディア大学の取り組み

隔年実施 (レイカディア大学の開校期間2年間で1度実施) 平成27年実施内容 ・「高齢者の交通事故防止」をレイカディア大学必修講座として開講し、交通安全 思想の普及を図る。

(2) 老人クラブ等の関係団体を通じた取り組みの強化

ア 滋賀県老人クラブ大会をはじめとする県連合会主催の各大会において、高齢者の 交通事故防止について啓発し会員の意識高揚を図るとともに、各市町連合会での積 極的な交通安全研修会の実施につなげていく。

イ 県老人クラブ連合会が発行している広報紙「いきいき近江」等を活用し交通安全 県民運動の関連記事等を紹介する等、注意喚起するとともに、安全意識の高揚に向 けて広報活動を実施する。

(3) 高齢者のための実践的な交通安全教育の推進

高齢者に対して実地体験を交えた交通安全教室が実施できる交通安全指導員を養成する。

また、高齢者の交通安全教育指導員によって地域の高齢者を対象とした実地体験学習事業が開催されるよう支援する。

(4) あわない・起こさないシルバー無事故運動の実施

高齢者自らが交通事故防止活動に積極的に参画し、地域ぐるみで交通安全意識を高めることにより交通事故防止を図るため、7月から10月までの4ヶ月間、無事故運動を実施する。

(5) 参加・体験・実践型交通安全教育の推進

ア 高齢者の関係する交通事故の特徴、加齢に伴う身体機能の低下が行動(運転)に 及ぼす影響など、安全行動を実践させるための交通安全教育を推進する。

イ 運転シミュレーター等の機器の活用し、「参加体験型交通安全教室」や「安全運 転実技講習」を積極的に開催する。

ウ 視聴覚教材、自転車用シミュレーター、歩行者用シミュレーターを活用した 交通安全教育を推進する。

(6) 民間の交通安全教育チームによる交通安全教室、訪問指導活動の実施

交通安全団体の女性を中心に組織された民間の交通安全教育チームによるオリジナルの交通安全教室の開催や、各地域において交通安全教育の受講機会が少ない高齢者を重点とした家庭訪問を実施し、事故実態に応じた具体的な個別指導・助言を行い、交通安全啓発パンフレット、反射材用品等を配付する。

種 別 | (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

実施機関│警察本部交通企画課、健康医療福祉部障害福祉課

1 計画の実施方針および重点

「キ 障害者に対する交通安全教育]

障害者に対する実践的な交通安全教育の推進

2 計画の内容

障害者に対する実践的な交通安全教育の推進

障害者等に対する生活訓練の一環として、警察署署員等を講師とした交通安全教室の開催や、視覚障害のある人の歩行訓練、体験会の開催など、関係機関・団体等と連携し、障害の程度に応じた実践的な交通安全教育を実施する。実施に当たっては、字幕入りビデオの活用等実施効果の向上に努める。

種 別 1(1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

実施機関 警察本部交通企画課

1 計画の実施方針および重点

〔ク 外国人に対する交通安全教育〕

外国人に対する効果的な交通安全教育の推進

2 計画の内容

雇用者に対して、外国人向けの資料等を積極的に提供し、日本の交通ルールに関する知識の普及を図る。

種 別 (1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

実施機関「警察本部交通企画課、土木交通部交通戦略課

1 計画の実施方針および重点

[ケ 自転車利用者に対する交通安全教育]

自転車安全利用指導員による自転車の安全で適正な利用に向けた交通安全教育および 広報啓発活動を行う。

2 計画の内容

- ・知事より委嘱を受けた「自転車安全利用指導員」が、県内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、企業等で自転車交通安全教室の実施、街頭等における自転車条例の周知を呼びかける啓発および自転車安全利用の指導の実施等を行う。
- ・自転車は「車両」であるという認識を徹底させ、車両運転者として規範意識の醸成を図るため、道路交通法を始め、「自転車安全利用五則」、滋賀県自転車条例を活用した交通安全教育を推進する。

種 別 (2) 効果的な交通安全教育の推進

実施機関|警察本部交通企画課

1 計画の実施方針および重点

自転車の交通安全教育の充実

2 計画の内容

- ・ルールを守らなかった場合の罰則や事故発生リスク、事故の加害者になった場合の責任の重大性及び損害賠償責任保険等への加入の必要性について理解させるため、具体的な事故・損害賠償事例を示すなど、効果的な活動となるよう工夫する。
- ・被害軽減対策として、幼児・児童及びその保護者はもちろんのこと、広く自転車利用者にヘルメット及び幼児を自動車に乗車させる場合のシートベルトの着用を促すため、映像や資料等を活用した効果的な活動を推進する。

種 別 (2) 効果的な交通安全教育の推進

|実施機関||土木交通部交通戦略課

1 計画の実施方針および重点

高齢者の交通安全指導員養成事業

2 計画の内容

高齢者の交通安全指導員養成事業

指導員養成委託 クレフィール湖東交通安全研修所 40人

別 │(3)交通安全に関する普及啓発活動の推進

実施機関│土木交通部交通戦略課、警察本部交通企画課

1 計画の実施方針および重点

[ア 交通安全県民総ぐるみ運動の推進]

- (1) 交通安全県民総ぐるみ運動の効果的な推進
- (2) 近江路交通マナーアップ運動の実施
- (3) ハイビーム切替え運動の実施
- (4) 前照灯早め点灯運動の実施
- (5) 自転車安全利用の推進

2 計画の内容

(1) 交通安全県民総ぐるみ運動の効果的な推進

春・秋の全国交通安全運動のほか、夏期、年末等交通事故が多発する時期に運動を 強力に推進する。

なお、実施に当たっては、より多くの県民が自発的に参加し、地域ぐるみの運動として展開されるよう推進体制を確立するとともに、関係機関・団体の主体的活動を促進し、効果的な推進に努める。

ア 年間を通じて実施する強調日(月)

・交通安全啓発日毎月1日※・自転車安全利用日毎月1日※・近畿交通安全日毎月15日

・高齢者交通安全の日 毎月15日

・シートベルト・チャイルドシート着用啓発日 毎月20日※

・近江路交通マナーアップ啓発日 毎月25日※ ・ノーマイカーデー(公共交通機関利用促進日) 毎週金曜日

・飲酒運転根絶啓発日 毎月第4金曜日・飲酒運転について考える日 毎月第4金曜日

・交通死亡事故ゼロを目指す日 5月20日・9月30日

・自転車安全利用月間 5月(1か月)

(※ ただし、実施日が土日祝日に当たる場合は次の平日に当たる日とする)

イ 期間を定めて実施する運動

	運			動			名			期間
春	の	全	玉	交	通	安	全	運	動	4月 6日 (水) ~ 4月15日 (金)
夏	の	交	通	安	全	県	民	運	動	7月15日 (金) ~ 7月24日 (日)
秋	0	全	玉	交	通	安	全	運	動	9月21日 (水) ~ 9月30日 (金)

年	末	\mathcal{O}	交	通	安	全	県	民	運	動	12月 1日 (木) ~12月31日 (土)
卒	新入学(園)児と高齢者の交通事故防止運動										平成29年3月15日(水)~
カ	八八子	- (医	割ノ 力	L C 向	う 圏で イ	1000	で囲う	* 0人 1)	刀上走	B 野月	4月15日 (土)

(2) 近江路交通マナーアップ運動の実施

滋賀県内の幹線道路および主要路線において、関係機関と連携して道路利用者に対し、前照灯の早めの点灯や後部座席を含めた全席シートベルトの着用、自転車の安全利用など、交通法令の遵守や交通マナーの実践を街頭や個別機関、団体等で呼びかけを行い、交通事故総量と交通事故死者数が減少するよう交通安全県民総ぐるみ運動として実施する。

運動実施日:県下一斉街頭啓発日…5月25日・10月25日

通常月の啓発日…原則として毎月25日

実 施 時 間:県下一斉街頭啓発日…夕暮の時間帯を中心に概ね1時間

通常月の啓発日…各機関・団体の実情に応じ実施

(3) ハイビーム切替え運動の実施

夜間における歩行者、自転車事故を防止するため、他の車両等の交通を妨げるおそれのない時は、前照灯をこまめにハイビームに切り替えることによりドライバーの視認性を確保し、交通事故の抑止と重大事故の防止することを交通安全県民総ぐるみ運動として実施する。

運動の期間:平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(4) 前照灯早め点灯運動の実施

特に夕暮れ時は、車両の視認性の低下や、前照灯点灯のタイミングの遅れから、交通事故が多発傾向にあるため、車両の視認性の向上と、ライト点灯という能動的な交通安全行動により運転者の安全意識を高め、交通事故の総量抑制と重大事故の防止することを交通安全県民総ぐるみ運動として実施する。

運動の期間:平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(5) 自転車安全利用の推進

「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が制定されたことから、 一層の自転車の安全利用を推進するため、毎月1日の「自転車安全利用日」と5月の「自 転車安全利用月間」に、自転車の安全利用に関する啓発活動を実施する。

種 別] (3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進								
実施機関	滋賀運輸支局、警察本部交通企画課、土木交通部交通戦略課、中日本高速道路								
	(株)名古屋支社、西日本高速道路㈱関西支社								

1 計画の実施方針および重点

[イ 交通安全運動の推進]

- (1) 交通安全運動の推進
- (2) 交通安全推進機関・団体との連携による効果的な運動の推進
- (3) 高速道路における交通安全運動の推進

2 計画の内容

(1) 交通安全運動の推進

交通安全運動の実施にあたっては、事前に、運動の趣旨、実施期間、運動重点、実施計画等について広く住民に周知し、住民参加型の交通安全運動および県民総ぐるみを実施します。

また、地域の実情に即した効果的な運動を実施するため、事故実態、住民や交通事故被害者等のニーズなどを踏まえた地域の運動重点を定め、地域に密着したきめ細かい活動が期待できる民間団体および交通ボランティアの参加を得て、参加・体験・実践型の交通安全教室の開催等により、交通事故を身近なものとして意識させる交通安全活動を促進します。

さらに、事後に、運動の効果を検証、評価することにより、より一層効果的な運動を 展開します。

(2) 関係機関、団体との連携による効果的な運動の推進

滋賀県交通対策協議会等関係機関・団体との連携を密にして、運動の効果的な推進 を図る。

(3) 高速道路における交通安全運動の推進

春・秋の全国交通安全運動、夏・年末の交通安全県民運動等を高速道路交通警察隊等と合同で実施し、高速道路における運転マナーおよび交通安全に関する啓発活動を 実施する。また、横断幕・懸垂幕・道路情報板・ハイウエイラジオ・休憩施設のトイレボードを活用し、交通安全を啓発する。

種 別 (3)交通安全に関する普及啓発活動の推進

実施機関|警察本部交通企画課、土木交通部交通戦略課

1 計画の実施方針および重点

[ウ 自転車の安全利用の推進]

- (1) 自転車の交通ルール・正しい乗り方の普及徹底
- (2) 自転車利用者に対する街頭指導の強化
- (3) 自転車用ヘルメットの着用促進
- (4) IA共催主催のスケアード・ストレイト方式による自転車安全教室の実施
- (5) 自転車シミュレーターを活用した体験型交通安全教育の推進

2 計画の内容

(1) 自転車の交通ルール・正しい乗り方の普及徹底

「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」で規定される自転車交通 安全教育および自転車の安全で適正な利用に関する取組を推進する。交通安全教室や 自転車大会の開催および自転車安全利用五則の活用などにより、自転車は「車両」で あることの認識を徹底し、交通ルールと正しい乗り方の普及を図る。

また、自転車の関係機関と協力して、自転車の点検整備や自転車の灯火の早め点灯、 夜間のライトの点灯および反射材の活用についての指導徹底や自転車の賠償責任保険 等の普及促進を図る。

(2) 自転車利用者に対する街頭指導の強化

ア 商店街、通学路など自転車通行の多い道路等で、関係機関・団体、自転車安全整備士、地域住民等が協働して自転車利用者に対する街頭指導・啓発活動を実施する。

イ 自転車乗用中の携帯電話使用、傘さし、二人乗り等危険運転に対する「自転車指 導警告カード」を活用した警告指導活動を強化する。

(3) 自転車用ヘルメットの着用促進

ヘルメットの効用等についての広報啓発活動を強化し、条例に規定される自転車に 乗車する幼児・児童、65歳以上の高齢者に対するヘルメットの着用を促進する。

(4) JA共済主催のスケアード・ストレイト方式による自転車安全教室の実施

県内の中学・高校生を対象に、スタントマンを使ったスケアード・ストレイト方式 (事故現場を再現してみせ、危険行為を防ぐ教育手法)による自転車安全教室を実施 する。

(5) 自転車シミュレーターの活用

自転車シミュレーターを活用した指導と交通安全教育を実施する。

種 別 (3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

実施機関 | 警察本部交通企画課、土木交通部交通戦略課

1 計画の実施方針および重点

[エ すべての座席におけるシートベルト着用の徹底]

- (1) 着用率向上対策の推進
- (2) 後部座席等におけるシートベルトの着用促進
- (3) 関係機関・団体による着用啓発活動の促進
- (4) 映像式シートベルトコンビンサーの活用
- (5) 取締りの強化

2 計画の内容

(1) 着用率向上対策の推進

非着用者に対する指導取締り活動と広報啓発活動を推進する。

シートベルト着用率(H27.10 警察庁・IAF合同調査)

			• — •
道路の区分	座席	滋賀県	全国平均
	運転席	97.8%	98.4%
一般道	助手席	94.4%	94.6%
	後部席	43.5%	35.1%
	運転席	99.3%	99.4%
高速道	助手席	99.5%	98.0%
	後部席	80.4%	71.3%

(2) 後部座席等におけるシートベルトの着用促進

あらゆる機会、媒体を通じて、後部座席の着用率向上のための普及啓発活動を実施する。

(3) 関係機関・団体による着用啓発活動の促進

全ての座席におけるシートベルトの着用が徹底されるよう、地方公共団体、関係機関・団体等と連携し、各種講習等あらゆる機会を通じて、非着用の危険性、着用による被害軽減効果等を周知し、特に後部座席におけるシートベルト着用の必要性を訴えるなど、効果的な広報啓発を推進する。

(4) 映像式シートベルトコンビンサーの活用

交通安全協会と連携し、映像式シートベルトコンビンサー (映像と音響によりリアルなシートベルトの着用体験が可能)を活用した指導・啓発を行う。

(5) 非着用者に対する指導取締り活動の強化

種 別 | (3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

実施機関「警察本部交通企画課、土木交通部交通戦略課

1 計画の実施方針および重点

「オ チャイルドシートの正しい使用の徹底」

- (1) チャイルドシートの必要性と正しい使用についての参加・体験型交通安全教室の 実施
- (2) チャイルドシート未使用運転者に対する指導取締り
- (3) 啓発活動の推進

2 計画の内容

(1) チャイルドシートの必要性と正しい使用についての参加·体験型交通安全教室の実施

カンガルークラブ、保育園、幼稚園、交通安全協会等との連携によるチャイルドシートの必要性と正しい使用(取り付け方法)についての参加・体験・実践型交通安全教室を積極的に開催する。

(2) チャイルドシート未使用運転者に対する指導取締り

チャイルドシート未使用運転者に対する指導取締りの強化

チャイルドシート使用率 (平成27年 警察庁・JAF合同調査) 滋賀県 62.3% (全国平均 62.7%)

(3) チャイルドシートの正しい使用が徹底されるよう、地方公共団体、関係機関・団体等と連携し、保護者等に対する効果的な広報啓発・指導を推進する

種 別 (3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

実施機関|警察本部交通企画課、土木交通部交通戦略課

1 計画の実施方針および重点

〔カ 反射材の普及促進〕

2 計画の内容

- (1) あらゆる機会・媒体を活用して反射材の利用効果等についての広報啓発を実施する。
- (2) 反射材の活用実験を盛り込んだ交通安全教室を積極的に開催する。
- (3) 交通安全教室等での反射材の配布や街頭における反射材貼付活動を実施する。

種 別 | (3)交通安全に関する普及啓発活動の推進

|実施機関|警察本部交通企画課

1 計画の実施方針および重点

[キ 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立]

2 計画の内容

- (1) 飲酒運転の悪質性・危険性及び飲酒運転による交通事故実態の広報や、飲酒が運転等に与える影響について理解を深めるため、飲酒運転ゴーグル等を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。
- (2) 交通ボランティアや安全運転管理者、酒類製造・販売業者、酒類提供飲食店と連携してハンドルキーパー運動の普及啓発に努めるなど、地域、職域等における飲酒運転根絶に向けた取組を進め、「飲酒運転をしない、させない」という規範意識の確立を図る。

種 別 (3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

|実施機関||警察本部交通企画課、土木交通部交通戦略課

1 計画の実施方針および重点

〔ク 危険ドラッグ対策の推進〕

2 計画の内容

危険ドラッグの危険性・有害性に関する普及啓発を図る。

種 別│(3)交通安全に関する普及啓発活動の推進

実施機関「警察本部交通企画課、土木交通部交通戦略課

1 計画の実施方針および重点

[ケ 交差点事故防止対策の推進]

- (1) 交通安全教育の推進
- (2) 広報・啓発活動の推進

2 計画の内容

(1) 交通安全教育の推進

交差点での交通事故の多くは、信号無視や一時不停止、安全不確認等の基本ルール 無視が原因であることから、交通指導取締り、交通監視、街頭指導、啓発活動等を実 施して、「止まる、見る、待つ」の交差点通行時の基本の周知徹底を図る。

(2) 広報・啓発活動の推進

交通事故実態を「交通安全対策室だより」等に掲載するとともに、ラジオ放送を活用して広く県民への周知を図る。

種 別 (3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

実施機関|警察本部交通企画課、土木交通部交通戦略課

1 計画の実施方針および重点

〔コ 高齢者に優しい3S運動の推進〕

2 計画の内容

運転者や自転車利用者に対して、高齢者を発見したときの優しい運転(3 S「See:見る」、「Slow:減速する」、「Stop:止まる」)を呼びかけ、運転者自身の交通安全意識の高揚を図る。

種 別 | (3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

実施機関|警察本部交通企画課、土木交通部交通戦略課

1 計画の実施方針および重点

〔サ 効果的な広報の実施〕

- (1) 各種広報媒体を活用した広報・啓発の推進
- (2) 交通安全情報の積極的な提供

2 計画の内容

(1) 各種広報媒体を活用した広報・啓発の推進

○テレビ・ラジオを通して県民の交通マナーの向上を訴える。

マナーアップ啓発放送

死亡事故多発警報啓発放送

- ○交通事故事例、交通危険箇所等の身近な問題を取り上げ、理解しやすい内容の広報・啓発を各種広報媒体を活用して推進する。
- (2) 交通安全情報の積極的な提供

インターネットやラジオの広報媒体を活用して実効の挙がる広報を行う。

種 別│(3)交通安全に関する普及啓発活動の推進

実施機関「警察本部交通企画課、土木交通部交通戦略課

1 計画の実施方針および重点

- 〔シ その他の普及啓発活動の推進〕
 - (1) 重大事故多発時間帯における啓発活動の実施
 - (2) 滋賀県交通安全推進大会の開催

2 計画の内容

(1) 重大事故多発時間帯における啓発活動の実施

夕暮れの時間帯から夜間にかけて重大事故が多発する傾向にあることから、夜間の重大事故の主原因となっている最高速度違反、飲酒運転等による事故実態・危険性を広く周知する。

(2) 滋賀県交通安全推進大会の開催

県民総ぐるみによる交通安全意識を高め、「交通事故のない滋賀」実現のための新たな決意の場とする「滋賀県交通安全推進大会」を開催する。

種 別 (4) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進等

実施機関 | 警察本部交通企画課、土木交通部交通戦略課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 関係機関・団体等の指導・育成と主体的活動の促進
- (2) 各種民間団体による交通安全活動の推進

2 計画の内容

(1) 関係機関・団体等の指導・育成と主体的活動の促進

市町、市町交通安全対策会議、市町交通対策協議会の交通安全計画に基づく交通安全活動が行われるよう、交通安全に関する情報をタイムリーに提供するとともに、積極的な指導と支援を行う。

(2) 各種民間団体による交通安全活動の推進

ア 民間の交通安全教育チームの支援を行う。

- イ 地区交通安全協会、安全運転管理者協会等が実施する交通安全推進事業の支援を行う。各種民間団体に対して、交通安全活動への参加と実践を働きかけ、地域ぐるみの交通安全活動推進体制の確立に努める。
- ウ 地区交通安全協会等が実施する交通安全推進事業に対して支援する。

地区交通安全協会(12協会)

高速道路交通安全協議会

種 別 (5)住民の参加・協働の推進

実施機関|県民生活部県民活動生活課、健康医療福祉部健康福祉政策課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 地域での子ども見守り活動等を通じた、住民との協働による交通安全対策の推進
- (2) ユニバーサルデザインの普及啓発の推進

2 計画の内容

- (1) 各地域の自主防犯活動団体等の住民により実施されている「子ども見守り活動」 や青色回転灯装着車によるパトロール活動を通じて、犯罪被害防止の広報や啓発を 行うとともに、交通事故抑止等の交通安全対策の重要性を呼びかける。
- (2) 平成28年2月施行の「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」で、自転車の安全で適正な利用とともに、自転車の防犯対策についても定めていることから、県民に対して、街頭啓発を中心とした各種活動において自転車盗難被害防止、自転車交通ルール遵守の周知を行う。
- (3) だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり推進会議において、障害のある人や高齢者も利用しやすい施設等に関するユニバーサルデザインの考え方ついて、普及啓発を図る。

また、「滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証制度」により、障害のある人や 高齢者、妊産婦等の移動に配慮が必要な人を対象に、車いす利用者駐車場等の利 用証を交付し、当該駐車区画の適正利用を図る。

第3節 安全運転の確保

種 別 (1) 運転者教育等の充実

実施機関│滋賀運輸支局、警察本部交通企画課、警察本部運転免許課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 高齢運転者対策の充実
- (2) 運転免許自主返納に対する支援の推進
- (3) 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実
- (4) 運転者に対する再教育等の充実
- (5) 二輪車安全運転対策の推進
- (6) シートベルト・チャイルドシートおよび乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底
- (7) 自動車安全運転センターが行う事業の利用促進
- (8) 自動車運転代行業の指導育成等
- (9) 自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実
- (10) 危険な運転者の早期排除

2 計画の内容

(1) 高齢運転者対策の充実

ア 高齢運転者に対する教育の充実

高齢者講習を効果的に実施するとともに、特に、75 才以上の免許保有者を対象とした講習予備検査(認知機能検査)に基づく高齢者講習では、検査結果に基づいたきめ細かな教育を推進する。

イ 臨時適性検査の確実な実施

講習予備検査(認知機能検査)の機会等を通じて、認知症の疑いがある運転者の早期把握に努め、臨時適性検査の確実な実施等により、安全な運転に支障のある者については運転免許の取消等の行政処分を行うとともに、臨時適性検査の円滑な実施のため、認知症専門医等との連携を強化するなど態勢の強化を図る。

- ウ 高齢者運転者標識の普及と保護する規定の周知徹底
- エ 参加・体験・実践型交通安全教育の推進
 - ① 指定自動車教習所の施設・機器を活用した安全運転実技講習の開催
 - ② 視聴覚教材、運転適性検査器(CRT)、自転車シュミレーター等を活用した交通安全教育の実施
 - ③ 加齢に伴う身体機能の変化が行動に及ぼす影響等を理解させるため、教育機 材を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。

(2) 運転免許自主返納に対する支援の推進

公共交通機関の運賃割引、協賛店における割引等、公共団体、民間企業等からの支援を求め、高齢者運転が自主的に運転免許を返納しやすい環境づくりを推進する。

(3) 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実

ア 自動車教習所における教育の充実

普通免許取得者の約9割が卒業する指定自動車教習所に対する指導監督の強化及び指導員、検定員に対する指導教養を計画的に実施し、教習水準及び検定水準の向上を図るとともに、計画的に交通事故統計資料等を提供し、その資料を参考にした教習を行い、優良なドライバー育成を図る。

イ 取得時講習の充実

- ① 滋賀県交通安全協会に委託している原付免許取得時講習及び指定自動車教習所に委託している大型、中型、普通、大型二輪、普通二輪、大型二種、中型二種及び普通二種免許の取得時講習においては、交通事故の事例や発生実態を取り入れた講習を実施し、取得時講習の充実を図る。
- ② 運転免許を新規に取得した者に対し、「合格者のしおり」(運転免許課作成)を配布し、運転免許の更新、記載事項の変更、初心運転者期間制度の内容、飲酒・無免許・危険ドラッグ運転の根絶、安全運転のポイント等の教育を実施する。

また、免許を取得できるようになる高校生に対しては、近い将来、運転免許等を取得することが予想されることから、免許取得前の教育としての性格を重視し、危険な飲酒運転等の交通違反を許さないという意識の醸成をはじめとする交通安全教育を行う。

(4) 運転者に対する再教育等の充実

ア 運転免許の取消処分者講習、停止処分者講習、違反者講習、初心運転者講習 及び更新時講習等については、運転者に対する再教育が効果的に行われるよ う、講習内容の充実、施設・設備の拡充を図るとともに各種講習用資器材や実 車を活用した参加・体験・実践型の運転者教育を推進する。

イ 飲酒運転撲滅のために、更新時講習受講者に飲酒運転の危険性を訴えるため、教

養資料の配布と講習待ち時間を利用した飲酒運転防止映像の上映による教育を実施する。

(5) 二輪車安全運転対策の推進

指定自動車教習所及び原付免許取得時講習の委託事業者に対して、二輪車の事故事 例や発生実態等を取り入れた教習を実施するよう指導する。

(6) シートベルト・チャイルドシートおよび乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底

更新時講習、停止処分者講習等において、シートベルトの着用効果やシートベルトの非着用時の事故事例等に基づいた講習を実施して着用の必要性を呼びかけ、着用の徹底を図る。

また、関係機関・団体と連携し、各種講習・交通安全運動等あらゆる機会を通じて、 着用効果についての指導を徹底する。

(7) 自動車安全運転センターが行う事業の利用促進

「運転記録証明書を活用した優秀安全運転事業所表彰制度」を継続して行い、交通事故 防止に成果を挙げた事業所等に対し表彰を行う。

(8) 自動車運転代行業の指導育成等

自動車運転代行業に対する立入検査を実施し、代行業の適正化に努める。

(9) 自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実

自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断については、高齢運転者等に受診させるよう義務付けるとともに、診断技術の向上と診断機器の充実を図るとともに、受診環境の整備を行い監査、指導講習等の機会には、義務診断の受診の 徹底と、一般定期診断の受診促進を図る。

(10) 危険な運転者の早期排除

交通事故や交通違反にかかる行政処分対象事案の早期上申・早期執行を図り危険な 運転者の早期排除を推進する。

■ 別 (2)運転免許制度の改善

実施機関 | 警察本部運転免許課

1 計画の実施方針および重点

県民の立場に立った運転免許業務

2 計画の内容

(1) 更新時講習の適切な運用と充実・強化

更新時講習については、守山免許センター、米原サブセンター及び各警察署で行っているが、同講習のうち警察署で実施している優良及び一般運転者講習については、 守山運転免許センターから専従の講師(警察官)を派遣して講習内容の充実を図る。 また、守山免許センター、米原サブセンターにおいて実施している更新時講習において、講師に対する研修会を開催するなどして、講師の資質向上、教育技術の向上に 努める。

(2) 各種運転免許申請書のダウンロードサービスの実施

平成26年7月から本格実施した各種申請書のダウンロードサービスについて、HP 「滋賀県警察の広場」の構成を改善するなどして、利用者の拡大を図る。

(3) 運転適性相談の適切な運用

公安委員会は、一定の病気にかかっている者等については、免許を与えず若しくは 保留し、または免許のドル消えるもしくは免許の効力停止ができることとされている ことから、これらの趣旨を踏まえた運転適性相談の適切な運用に努める。

(4) 聴覚障害者の運転免許の取得

聴覚障害者が準中型自動車又は普通自動車を運転する場合、「聴覚障害者標識」を 貼付するとともに、乗用車は車室内に、貨物自動車はサイドミラーに特定後写鏡を適 切に取り付けることにより、運転することができる。また、原動機付自転車、小型特 殊自動車、普通自動二輪車、大型自動二輪車については直接目視することにより、安 全が確保できることから、特定後写鏡が無くても運転することができる。

これらの制度周知を図るため、補聴器条件を付された運転免許保有者が、補聴器を使用せずに運転することを希望する場合の手続き等について情報発信を行う。

なお、補聴器条件の保有者が、補聴器を使用せずに運転することを希望する場合には、申出により臨時適性検査と安全教育を受けて、特定後写鏡を活用した準中型自動車又は普通自動車を運転することが出来ることから、希望者に対する安全教育を実施する。

種 別 (3)安全運転管理の推進

実施機関「警察本部交通企画課

1 計画の実施方針および重点

安全運転管理の徹底

2 計画の内容

- (1) 安全運転管理者、副安全運転管理者の未選任事業所の一掃を図る。
- (2) 安全運転管理者等による安全運転管理業務等の活動に対する支援を行う。
- (3) 安全運転管理者講習、副安全運転管理者講習の充実に努め、安全運転管理の向上を図る。
- (4) 交通事故が多発している安全運転管理者選任事業所への個別指導を行い、安全運 転管理の改善と向上を図る。
- (5) 飲酒運転の根絶に取り組む安全運転管理者選任事業所に対する支援を行う。
- (6) 自動車運転代行業の業務の適正化を図るため、 指導監督の強化に努める。

種 別 (4) 事業用自動車の安全プランに基づく安全対策の推進

実施機関 滋賀運輸支局

1 計画の実施方針および重点

- (1) 運輸マネジメント等を通じた安全体質の確立
- (2) 自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底
- (3) 飲酒運転の根絶
- (4) 新技術を活用した安全対策の推進
- (5) 業態ごとの事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた事故防止対策
- (6) 貨物自動車運送事業安全性評価事業の促進等

2 計画の内容

(1) 運輸マネジメント等を通じた安全体質の確立

事業者の安全管理体制の構築・改善状況に対する運輸安全マネジメント評価にて、事業者によるコンプライアンスを徹底・遵守する意識付けの取組を適確に確認します。

自動車運送事業等の運行管理者に対する指導講習については、自動車運送事業等の 安全を確保するため、事業者に対し、運行管理者に受講させるよう義務付けるととも に、講習の実施者への民間参入を促進します。

(2) 自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底

道路運送法等の関係法令等の履行および運行管理の徹底を図るため、飲酒運転等の 悪質違反を犯した事業者、重大事故を引き起こした事業者および新規参入事業者等に 対する監査を徹底するとともに、関係機関合同による監査・監督を実施し、不適切な 事業者に対しては、厳格化された基準に基づき厳正な処分を行います。

さらに、バス事業における交替運転者の配置、運転者の飲酒・過労等の運行実態を 把握するため、街頭監査を進めていきます。

また、事業者団体等関係団体による指導として、国が指定した機関である、適正化 実施機関を通じ、過労運転・過積載の防止等、運行の安全を確保するための指導の徹 底を図ります。

(3) 飲酒運転の根絶

点呼時にアルコール検知器を使用した酒気帯びの有無の確認を徹底するよう指導するとともに、常習飲酒者を始めとした運転者や運行管理者に対し、アルコールの基礎知識や節酒方法等の飲酒運転防止の専門的な指導を実施するアルコール指導員の普及促進を図り、事業者における飲酒運転ゼロを目指します。

また、危険ドラッグ等薬物使用による運行の絶無を図るため、危険ドラッグ薬物に 関する正しい知識や使用禁止について、運転者に対する日常的な指導・監督を徹底す るよう、事業者や運行管理者等に対し指導を行います。

(4) 新技術を活用した安全対策の推進

事業者による事故防止の取組を推進するため、衝突被害軽減ブレーキ等のASV装置や運行管理に資する機器等の普及促進に努めます。

(5) 業態ごとの事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた事故防止対策

輸送の安全を図るため、トラック・バス・タクシーの業態毎の特徴的な事故傾向を踏まえた事故防止の取組を現場関係者とも一丸となって実施させるとともに、新たな免許区分である準中型免許の創設を踏まえ、初任運転者や高齢運転者等に対する、より効果的な指導方法の確立など、更なる運転者教育の充実・強化を検討・実施します。

(6) 貨物自動車運送事業安全性評価事業の促進等

県、市町および民間団体等において、貨物自動車運送を伴う業務を発注する際には、 それぞれの業務の範囲内で道路交通の安全を推進するとの観点から、安全性優良事業 所(通称Gマーク認定事業所)の認定状況も踏まえつつ、関係者の理解も得ながら該 当事業所が積極的に選択されるよう努めます。

種 別 |(5)交通労働災害の防止等

実施機関 滋賀労働局

1 計画の実施方針および重点

- (1) 交通労働災害防止対策の周知及び指導
- (2) 交通労働災害防止対策を効果的に推進するための関係団体との連携
- (3)「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」等の履行を確保するための監督 指導及び関係機関との連携

2 計画の内容

- (1)「交通労働災害防止のためのガイドライン」(平成20年4月3日付け基発第0403001号)に基づく交通労働災害防止対策について、「交通労働災害防止対策の徹底について」 (平成28年2月24日付け滋労発基0224第2号)による指導の徹底を図る。
- (2) 陸上貨物運送事業労働災害防止協会滋賀県支部主催の安全衛生教育講習会などに参加する。
- (3) 警備業や建設業の事業場、警備業務の発注者に対して、「警備業における労働災害防止ガイドライン」(平成25年5月17日付け基安安発0517第1号)の周知を徹底するなど、交通誘導警備や輸送警備における交通労働災害の防止を図る。
- (4) 労働基準関係法令及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に基づく 自動車運転者の労働時間、休日、割増賃金、賃金形態等の労働条件の確保・改善を図 るため、労働基準監督署による監督指導を実施するとともに、地方運輸機関等との連 携を図る。

種 別 (6) 道路交通に関する情報の充実

実施機関 滋賀国道事務所

1 計画の実施方針および重点

気象情報(自然現象)における道路交通に向けた取組として、道路情報板等を活用し、 広く情報発信を行う。

2 計画の内容

インターネットを通じたCCTV画像の公開や道路情報板による注意喚起等を引き続き実施する。

種 別 (6) 道路交通に関する情報の充実

実施機関|警察本部交通規制課

1 計画の実施方針および重点

多様化するドライバーのニーズに応えるとともに安全かつ円滑な道路交通を確保するため、道路交通情報提供装置の整備と提供体制の充実を図る。

2 計画の内容

道路交通情報の充実

- ア 安全で円滑な道路交通を確保するため、リアルタイムな渋滞情報、所要時間、規制情報等の道路交通情報を提供する道路交通情報通信システム (VICS) の整備・拡充を推進する。また、詳細な道路交通情報の収集・提供のため、光ビーコン等のインフラの整備の推進を図る。
- イ 新交通管理システム(UTMS)構想に基づくシステムの充実および光ビーコン等 の整備を図る。
- ウ 道路交通の需要を踏まえ交通情報を収集するエリアを拡大し、交通情報板や光ビーコン等により、リアルタイムな交通情報の提供を推進する。
- エ 予測交通情報を提供する事業者に対する指導・監督を行い、交通情報提供事業の 適正化と民間事業者による正確かつ適切な交通情報の提供を推進する。

種 別 (6) 道路交通に関する情報の充実

実施機関 彦根地方気象台

1 計画の実施方針および重点

道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、防災関係機関等との間の情報の共有やICT の活用等に留意し、主に次のことを行う。

- (1) 気象観測予報体制の整備等
- (2) 地震の監視・警報体制の整備等
- (3) 情報の提供等
- (4) 気象知識等の普及

2 計画の内容

(1) 気象観測予報体制の整備等

台風、大雨、竜巻等の激しい突風などの気象現象を早期かつ正確に把握し、適時・ 適切な特別警報・警報・予報等を発表するため、観測予報体制の強化を図る。

(2) 地震の監視・警報体制の整備等

地震による災害を防止・軽減するため、地震活動を常時監視して地震に関する防災 情報を適時・適切に発表し、迅速かつ確実に伝達するとともに、主に次のことを行う。

① 緊急地震速報 (予報及び警報) の利活用の推進

緊急地震速報(予報及び警報)について、受信時の対応行動等のさらなる周知・ 広報を行うとともに、交通機関における利活用の推進を図るため、有効性や利活用 の方法等の普及・啓発及び精度向上に取り組む。

(3) 情報の提供等

交通事故の防止・軽減に資するため、主に次の情報を適時・適切に発表し、関係機関等に迅速かつ確実に伝達する。また、住民に対し、気象庁ホームページや国土交通省防災情報提供センターを通じて気象情報等をリアルタイムで分かり易く提供する。

① 気象特別警報·警報·予報等

気象による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に気象特別警報・警報・ 予報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

② 緊急地震速報 (予報及び警報)等

地震・津波による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に緊急地震速報(予報および警報)、地震情報等を発表し、 関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

③ 東海地震に関連する情報

気象庁長官は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく地震防災対策強化地域 に係る大規模な地震が発生するおそれがあると認める時は、直ちに地震予知情報を 内閣総理大臣に報告する。

また、東海地域の地震・地殻活動に変化があった場合には、その現象の状況に応じて「東海地震に関連する情報」(東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報)を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

(4) 気象知識等の普及

気象、地象、水象に関する知識の普及のため、気象情報等の利用方法等に関する講習会の開催、広報資料の作成・配布などを行うほか、防災機関の担当者を対象に、特別警報・警報・予報等の伝達などに関する説明会を開催する。

種 別 (6) 道路交通に関する情報の充実

実施機関 土木交通部道路課

1 計画の実施方針および重点

道路の降雪状況や路面状況等を収集し、道路利用者に情報提供する。

2 計画の内容

冬期については、雪情報システムにより、県内の路面状況や積雪情報等の情報提供を 行う。また、道路が被災した場合については、速やかなに道路情報提供装置で情報提供 を行う。

第4節 車両の安全性の確保

種 別 (1) 自動車の検査および点検整備の充実

実施機関 滋賀運輸支局

1 計画の実施方針および重点

- (1) 自動車の検査の充実
- (2) 自動車の点検整備の充実

2 計画の内容

(1) 自動車の検査の充実

道路運送車両(自動車、原動機付自転車、軽車両)の保安基準の拡充・強化に合わせて進化する自動車技術に対応するため、電子化された安全装置の故障診断検査機器の開発、IT化による自動車検査情報の活用等の検査の高度化を進めるなど、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に基づく新規検査等の自動車検査を確実に実施します。

また、指定自動車整備事業制度の適正な運用・活用を図るため、事業者に対する指導を強化します。さらに、軽自動車の検査については、その実施機関である軽自動車検査協会における検査の効率化および検査体制の充実・強化を図ります。

(2) 自動車の点検整備の充実

(ア) 自動車点検整備の推進

自動車ユーザーの保守管理意識を高揚させ、点検整備の確実な実施を図るため「自動車点検整備推進運動」を関係者と協力して展開するなど、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を強力に促進します。

また、自動車運送事業者の車両の安全性を確保するため、自動車運送事業者監査、 整備管理者研修等のあらゆる機会に、関係者に対し車両の保守管理について指導し ます。 なお、車両不具合による事故については、その原因の把握・究明に努めるととも に、点検整備方法に関する情報提供等により再発防止を図ります。

(イ) 不正改造車の排除

暴走族の不正改造車や過積載を目的とした不正改造車等を排除し、自動車の安全 運行を確保するため、関係機関および自動車関係団体と連携を図り「不正改造車を 排除する運動」を全県的に展開し、広報活動の推進、関係者への指導、街頭検査等 を強化し、自動車ユーザーおよび自動車関係事業者等の不正改造防止の意識高揚を 図ります。

また、不正改造行為の禁止および不正改造車両に対する整備命令制度について、 適確な運用に努めます。

(ウ) 自動車分解整備事業の適正化および近代化

点検整備に対する自動車ユーザーの理解と信頼を得るため、自動車分解整備事業者に対し、整備料金、整備内容の適正化について、消費者保護の観点も含め指導します。

また、自動車分解整備事業者における経営管理の改善や整備の近代化等への支援を進めます。

(エ) 自動車の新技術への対応等整備技術の向上

自動車新技術の採用・普及、車社会の環境の変化に伴い、自動車を適切に維持管理するためには、自動車整備事業がこれらの変化に対応する必要があることから、関係団体からのヒアリングを通じ自動車整備事業の現状について把握するとともに自動車整備事業が自動車の新技術および多様化するユーザーニーズ(使用者の求め)に対応するための環境整備・技術の高度化を推進します。

また、整備主任者等を対象とした技術研修等により、整備要員の技術の向上を図るとともに、新技術が採用された自動車の整備や自動車ユーザーに対する自動車の正しい使用についての説明等のニーズに対応するため、一級整備士制度の活用を推進します。

(オ) ペーパー車検等の不正事案に対する対処の強化

民間能力の活用等を目的として、指定自動車整備事業制度が設けられているが、ペーパー車検等の不正事案が発生しており、制度の適正な運用・活用を図るため、事業者に対する指導監督を強化します。

種 別 | (2) 自転車の安全性の確保

実施機関「警察本部交通企画課、土木交通部交通戦略課

1 計画の実施方針および重点

自転車の安全性の確保

2 計画の内容

- ・夜間における交通事故防止を図るため、灯火の取付けの徹底と反射器材等の普及 を促進し、自転車の被視認性の向上を図る。
- ・自転車事故により被害が大きくなりやすい、幼児、児童、生徒及び高齢者の乗車 用ヘルメットの着用を促進する。

種 別 | (3) 交通関係用品の安全性の確保および向上

|実施機関|近畿経済産業局

1 計画の実施方針および重点

利用者の生命または身体に対する危険の発生を防止するため、乗車用ヘルメットの安全性を確保する。

2 計画の内容

利用者の生命または身体に対する危険の発生を防止するとの観点から、現在、自動 二輪乗車用ヘルメットおよび原動機付自転車乗車用ヘルメットを、消費生活用製品安 全法(昭和48年法律第31号)に規定する特定製品に指定しており、基準に適合し ない製品の製造・輸入・販売を禁止している。同法に基づく製造・輸入事業者の届出 等の受理、届出事業者に対する報告徴収・立入検査等を通じて、こうした製品の安全 性を確保する。

第5節 道路交通秩序の維持

種 別 (1) 交通の指導取締りの強化等

実施機関警察本部交通指導課

1 計画の実施方針および重点

効果的な指導取締りの強化

2 計画の内容

効果的な指導取締りの強化

(1) 交通事故抑止に資する指導取締りの強化

交通事故分析の高度化を図り交通事故実態の分析結果等を検証し、取締り計画の見直しに反映させるPDCAサイクルを進め、交通事故実態の分析結果等から、事故多発路線等における街頭指導活動を強化するとともに、無免許運転、飲酒運転、速度超過、交差点関連違反等の交通事故に直結する悪質性、危険性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進する。

(2) 背後責任の追及

事業活動に関してなされた過積載、過労運転等の違反については、自動車の使用者等に対する責任追及を徹底するとともに、必要に応じ自動車の使用制限命令や荷主等に対する再発防止命令を行い、また、事業者の背後責任が明らかとなった場合は、それらの者に対する指導監督処分等を行うことにより、この種の違反の防止を図る。

(3) 自転車利用者に対する指導取締りの推進

自転車利用者による酒気帯び運転、無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止等の 危険性・迷惑性の高い違反行為に対して積極的に指導警告を行うとともに、歩道通行 者に危険を及ぼすなど、指導警告に従わない悪質・危険な自転車利用者に対しては検 挙措置で対処する。

(4) 高速自動車国道等における指導取締りの強化等

高速自動車国道等においては、重大な違反行為はもちろんのこと、軽微な違反行為

であっても重大事故に直結するおそれがあることから、交通指導取締りの体制の整備に努め、交通流や交通事故発生状況等の実態に即した効果的な機動警ら等を通じ、交通事故の未然防止及び円滑な交通の実現を図る。

特に、著しい速度超過、車間距離不保持、通行帯違反、積載重量違反等、重大事故の原因となりやすい悪質性・危険性・迷惑性の高い交通違反を重点とした取締り活動を強化する。

種 別 (2) 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進

実施機関 | 警察本部交通指導課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 専従捜査体制の強化等
- (2) 初動捜査体制および科学的捜査体制の強化

2 計画の内容

(1) 専従捜査体制の強化等

交通犯罪捜査および交通事故事件捜査を強化するため、専従捜査員の捜査能力向上および体制の充実に努める。

(2) 初動捜査体制および科学的捜査体制の強化

初動捜査体制および科学的捜査体制を強化するため、捜査員の交通鑑識技能の取得および事故処理車その他の車両、交通鑑識資機材の整備を推進する。

種 別 (3) 暴走族対策の推進

実施機関|滋賀運輸支局、警察本部交通指導課、健康医療福祉部子ども・青少年局

1 計画の実施方針および重点

- (1) 暴走族追放気運の高揚および家庭・学校等における青少年の指導の充実
- (2) 暴走行為阻止のための環境整備
- (3) 暴走族に対する指導取締りの強化
- (4) 暴走族関係事犯の再発防止
- (5) 車両の不正改造の防止

2 計画の内容

(1) 暴走族追放気運の高揚および家庭・学校における青少年の指導の充実

ア 暴走族追放気運の高揚を図るため、暴走族の実態について、広報活動を積極的に行う。 イ 家庭、学校、職場、地域等において、暴走族等への加入阻止、暴走族からの離脱、暴 走族等の解体等の支援・指導を強化する。

(2) 暴走行為阻止のための環境整備

暴走族およびこれに伴う群衆のい集場所となりやすいコンビニエンスストアの施設 管理者等への働きかけを行うとともに、関係機関・団体との連携を強化して、暴走行為 ができない環境づくりを推進する。

(3) 暴走族等に対する指導取締りの強化

取締体制および装備資機材の充実を図るとともに、集団暴走行為、爆音暴走行為その 他不法事案に対しては、各種法令を適用して検挙および補導を徹底し、併せて解散指導 を積極的に行う。また、数府県にまたがる旧車會による広域暴走事件に迅速、効率的に 対処するため、隣接府県警察相互の捜査協力を積極的に行う。

(4) 暴走族関係事犯者の再発防止

暴走族グループの実態および非行背景等の諸事情を明らかにして、暴走行為への再発防止を図るとともに、暴力団との関わりのある少年に対しては、暴力団からの離脱について指導・支援を徹底する。

暴走族少年に対しては、交通道徳の涵養、家族・交友関係の調査、暴走族組織からの離脱等、再発防止に重点を置いた個別指導・教育に努める。

(5) 車両の不正改造防止

暴走行為を助長する車両の不正改造を防止するため、車両の運転者だけでなく、改造等を行った者に対する背後責任の追及を徹底する。

また、保安基準に適合しない部品等が不正な改造に使用されることがないよう、「不 正改造車を排除する運動」等を通じ、全国的な広報活動の推進および企業・関係団体に 対する指導を積極的に行います。

自動車ユーザーだけでなく、不正改造等を行った者に対して必要に応じて立入検査を 行います。

第6節 救助・救急活動の充実

|種 別 |(1)救助・救急体制の整備

実施機関|総合政策部防災危機管理局、健康医療福祉部健康医療課、

中日本高速道路(株)名古屋支社、西日本高速道路(株)関西支社

1 計画の実施方針および重点

- (1) 救助体制の整備・拡充
- (2) 多数傷者発生時における救助・救急体制の充実
- (3) 自動体外式除細動器の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進
- (4) 救急救命士の養成・配置等の促進
- (5) 救助・救急用資機材の整備の推進
- (6) 防災ヘリコプターによる救急業務の推進
- (7) 救助隊員および救急隊員の教育訓練の充実
- (8) 高速自動車国道における救急業務実施体制の整備

2 計画の内容

(1) 救助体制の整備・拡充

交通事故の種類・内容の複雑多様化に対処するため、高度な救助資機材や救助工作車の整備を支援するなど救助体制の充実を図る。

(2) 多数傷者発生時における救助・救急体制の充実

交通事故等により多数の負傷者が発生する大事故に対処するため、防災ヘリコプターを効率的に運用するとともに、消防等の関係機関と訓練を実施するなど連携して救助・救急体制の充実を図る。

(3) 自動体外式除細動器の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進 AEDの使用や心肺蘇生法を含めた応急手当の知識・実技の普及啓発を図るため 県内各保健所等で指導資料の配布・講習会の開催等を推進するとともに、「救急の 日」および「救急医療週間」等の機会を通じて広報啓発活動を実施する。

(4) 救急救命士の養成・配置等の促進

プレホスピタルケア (教急現場および搬送途上における応急処置)の充実のため (一財) 救急振興財団が実施する救急救命士養成講習等を活用し、各消防本部において救急救命士を計画的に配置できるようその養成を図り、救急救命士が行える気管挿管、薬剤投与および輸液などの特定行為を円滑に実施するための講習および実習の実施を推進する。また、医師の指示または指導・助言の下に救急救命士を含めた救急隊員による応急処置等の質を確保するメディカルコントロール体制の充実を図る。

(5) 救助・救急用資機材の整備の推進

消防学校における救助救急訓練用資機材の整備を図るとともに、消防本部への救助工作車、救助資機材、高規格救急自動車、高度救命処置用資機材等の整備を推進する。

(6) 防災ヘリコプターによる救急業務の推進

消防本部が、交通事故等による負傷者の搬送で防災へリコプターを活用することが有効と判断し出動要請した場合は、緊急運航要項および救急活動基準に基づき防災へリコプターを運航し、救急業務の推進を図る。

(7) 救助隊員および救急隊員の教育訓練の充実

救助・救急隊員の知識、技術の向上を図るため、最新の救助・救急技術等を取り 入れるなど、消防学校における教育訓練の一層の充実を図る。

(8) 高速自動車国道における救急業務実施体制の整備

高速道路沿線の市町で組織する協議会の活動を支援し、高速道路における沿線市町の協力体制の強化および適切かつ効果的な救急業務の実施を推進する。

種 別│(2)救急医療体制の整備

実施機関 健康医療福祉部健康医療課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 救急医療機関等の整備
- (2) ドクターヘリ事業の推進

2 計画の内容

(1) 救急医療機関等の整備

ア 小児科の病院群輪番制病院の運営に対して助成する。 (89,531千円)

イ 救命救急センターの運営に対して助成する。 (312,164千円)

ウ 円滑な救急医療体制を確保するため、救急医療情報システムの運営を行う。

(45,058千円)

(2) ドクターヘリ事業の推進

平成27年4月に運航を開始した京滋ドクターヘリが円滑に運航できる環境を整えるため、関係機関との調整および啓発活動等を実施し、救急体制の一層の充実・確保を図る。 (479千円)

種 別|(3)救急関係機関の協力関係の確保等

実施機関 総合政策部防災危機管理局、健康医療福祉部健康医療課

1 計画の実施方針および重点

救急関係機関の協力関係の確保等

2 計画の内容

医療機関と消防機関の連携を強化し、「傷病者の搬送および受入れの実施に関する基準」に基づき、救急搬送から救急医療の提供まで迅速かつ適切な実施を図る。

第7節 被害者支援の充実と推進

種 別 (1) 損害賠償の請求についての援助等

|実施機関||警察本部交通指導課、土木交通部交通戦略課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 交通事故相談活動の推進
- (2) 損害賠償請求の援助活動等の強化

2 計画の内容

(1) 交通事故相談活動の推進

- ア 地域における交通事故相談活動を充実するとともに、県内地方機関等における予 約巡回相談を開設するなど、広く交通事故相談の機会を提供する。
- イ 交通事故相談所業務の円滑かつ適正な運営を図るため、関係援護機関、団体等と の連絡調整を促進する。
- ウ 相談内容の多様化・複雑化に対処するため、研修等を通じて相談員の資質の向上 を図る。
- エ 交通事故相談所において各種の広報を行うほか、県および市町等の広報紙(誌) の積極的な活用等により交通事故相談活動の周知徹底を図り、事故当事者に広く相談の機会を提供する。

(2) 損害賠償請求の援助活動等の強化

交通事故被害者に対する適正かつ迅速な支援のため、救済制度の教示や交通事故相談活動を積極的に推進する。

種 別 | (2) 交通事故被害者支援の充実強化

実施機関│警察本部交通指導課、土木交通部交通戦略課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実
- (2) 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進

2 計画の内容

(1) 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実

交通遺児援護団体である「公益財団法人おりづる会」の交通遺児援護事業の充実と

運営の健全化を図るための補助を行う。

(2) 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進

被害者等の心情に配慮した相談業務を、警察署の交通課被害者支援係、交通安全活動推進センター等により推進するとともに、関係機関・団体との連携を図る。

被害者等に対して交通事故の概要、捜査経過、事件処理結果、不起訴記録等の情報を提供するとともに、刑事手続きの流れ等をまとめた「交通事故被害者の手引」を交付するなどして、適切に対応する。

特に、ひき逃げ事件、交通死亡事故等の被害者等については、被疑者の検挙、送致 状況、裁判の結果等を連絡する「被害者連絡制度」および「被害者連絡調整官」の適 正かつ積極的な運用に努める。

また、被害者等からの加害者の行政処分に係る意見聴取等の期日や行政処分結果についての問い合わせに適切に対応する。

第8節 研究開発および調査研究の充実

種 別 (1)道路交通の安全に関する研究開発の推進

(2) 道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化

実施機関 滋賀国道事務所、警察本部交通企画課、警察本部交通規制課、土木交通部道路 課、土木交通部交通戦略課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 交通事故の実態把握と効果的な対策検討立案に向けた調査・研究を行う。
- (2) 交通事故の実態把握と効果的な交通安全施策
- (3) 最先端のITを用いて人と道路と車両とを一体のシステムとして構築することにより道路交通の円滑化を図る研究開発を推進する。

2 計画の内容

- (1) 滋賀県道路交通環境安全推進連絡会議を開催する他、同会議作業部会を活用 し、学識経験者、道路管理者、交通管理者等々による現地検討会や対策検討立 案を実施する。
 - ・事故危険箇所、事故ゼロプラン等における対策効果検証を実施する。
 - ・交通安全総点検を実施する。

(2) 交通事故の実態把握と効果的な交通安全施策

交通事故多発場所及び重大事故発生現場等交通安全対策を必要とする場所を調査・抽出し、交通事故の多発傾向の解消等道路交通環境の改善を図ることを目的とする現場対策を講じる。交通事故多発場所等に対しては、道路管理者をはじめ、県、市町、関係する機関・団体と連携して、合同の現地点検及び対策会議を開催し、交通安全施設等の整備充実を重点としたハード面の対策を検討し、問題の解消に努める。また、死亡事故等の重大事故発生時にも、状況に応じ現地点検を実施し、再発防止対策を講じる。

(3) 安全運転の支援

道路利用者の安全を図るため、高度道路交通システム(ITS)の高度化により、自動車単体では対応できない事故の対策として路車間通信等の通信技術を活用した運転支援

システムの実現に向けて研究開発等を推進する。

(4) 滋賀県道路交通環境安全推進連絡会議における活動実施

国、県の道路管理者に加え、警察本部が事務局となっている。

現地検討会などを開催し、事故の分析、現地での状況確認を行うとともに、アドバイザー会議では対策案について学識経験者、運輸事業者等のアドバイスをいただくなど、多角的な視点を対策案に反映させる。また、会議では対策後の効果検証も行い有効な対策となるよう努める。

- (5) 滋賀県道路交通環境安全推進連絡会議の開催 作業部会(現地検討会)やアドバイザー会議を実施
- (6) 事故危険箇所の対策検討 事故危険箇所対策を実施

第2章 鉄道交通の安全

第1節 鉄道交通環境の整備

種 別 (1)鉄道施設等の安全性の向上

実施機関 近畿運輸局

1 計画の実施方針および重点

鉄道施設の維持管理及び補修を適切に実施するとともに、老朽化が進んでいる橋梁等の施設について、長寿命化に資する補強・改良を進める。特に、人口減少等による輸送量の伸び悩み等から厳しい経営を強いられている地域鉄道については、補助制度等を活用しつつ、施設、車両等の適切な維持・補修等の促進を図る。研究機関の専門家による技術支援制度を活用する等して技術力の向上についても推進する。また、多発する自然災害へ対応するために、防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっている。このため、切土や盛土等の土砂災害への対策の強化等を推進する

南海トラフ地震等に備えて、鉄道ネットワークの維持や一時避難場所としての機能の確保等を図るため、主要駅や高架橋等の耐震対策を推進する。さらに、駅施設等について、高齢者、障害のある人等の安全利用にも十分配慮し、段差の解消、ホームドア又は内方線付き点状ブロック等による転落防止設備等の整備によるバリアフリー化を推進する。

2 計画の内容

整備事業項目		事業量	事業費 (千円)
Δ ₁ Δ	軌道強化	6,355 m	667, 998
線路施設等の整備	線形	0 m	0
	線路増設	0 m	0
	橋りょう改良	0箇所	0
<i>D</i>	駅改良	8駅	3, 497, 653
整備	トンネル改良	0箇所	0
VIII	防災・その他	9箇所	161, 990

[※] 事業量の欄に計上できないものは事業費のみに計上している。

種 別 (2) 運転保安設備等の整備

実施機関 近畿運輸局

1 計画の実施方針および重点

曲線部等への速度制限機能付きATS等、運転士異常時列車停止装置、運転状況記録 装置等について、法令により整備の期限が定められたものの整備については、平成28年 6月までに完了するが、これらの装置の整備については引き続き推進を図る。

2 計画の内容

整備事業項目		事業量	事業費 (千円)
海	自動閉そく信号	0箇所	0
運転保安設備等	CTC化等	4箇所	69, 800
保安	連動装置	1箇所	152, 000
設	ATS等	6箇所	2,772
備	列車無線装置	0箇所	0
寺	信号機改良等	0箇所	0

[※]事業量の欄に計上できないものは事業費のみに計上している。

第2節 鉄道交通の安全に関する知識の普及

種 別	鉄道交通の安全に関する知識の普及
実施機関	近畿運輸局

1 計画の実施方針および重点

運転事故の約9割を占める人身障害事故と踏切障害事故の多くは、利用者や踏切通行者、鉄道沿線住民等が関係するものであることから、これらの事故の防止には、鉄道事業者による安全対策に加えて、利用者等の理解と協力が必要である。このため、学校、沿線住民、道路運送事業者等を幅広く対象として、関係機関等の協力の下、全国交通安全運動や踏切事故防止キャンペーン等において広報活動を積極的に行い、鉄道の安全に関する正しい知識を浸透させる。

また、これらの機会を捉え、駅ホーム及び踏切道における非常押ボタン等の安全設備 について分かりやすい表示の整備や非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図る。

2 計画の内容

- ・春の全国交通安全運動(平成28年4月6日~4月15日)
- ・秋の全国交通安全運動(平成28年9月21日~9月30日)
- ・踏切事故防止キャンペーン (平成28年11月1日~11月10日)

第3節 鉄道の安全な運行の確保

種 別 (1) 保安監査の実施

- (2) 運転士の資質の保持
- (3) 安全上のトラブル情報の共有・活用
- (4) 気象情報等の充実

- (5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応
- (6) 運輸安全マネジメント評価の実施

実施機関 近畿運輸局、彦根地方気象台

1 計画の実施方針および重点

- (1) 保安監査の実施
- (2) 運転士の資質の保持
- (3) 安全上のトラブル情報の共有・活用
- (4) 気象情報等の充実
- (5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応
- (6) 運輸安全マネジメント評価の実施

2 計画の内容

(1) 保安監査の実施

鉄道事業者に対し、定期的に又は重大な事故等の発生を契機に保安監査を実施し、輸送の安全の確保に関する取組の状況、施設及び車両の保守管理状況、運転取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況等について適切な指導を行うとともに、過去の指導のフォローアップを実施する。また、JR北海道問題を踏まえて2014年度に実施した保安監査の在り方の見直しに係る検討結果に基づき、計画的な保安監査のほか、同種トラブルの発生等の際にも臨時保安監査を行うなど、メリハリの効いたより効果的な保安監査を実施する等、保安監査の充実を図る。

(2) 運転士の資質の保持

運転士の資質の確保を図るため、動力車操縦者運転免許試験を適正に実施する。また、資質が保持されるよう、運転管理者及び乗務員指導管理者が教育等について、適切に措置を講じるよう指導する。

全国交通安全運動、年末年始の輸送等に関する安全総点検、安全運転推進運動における査察及び年度監査計画における保安監査等を行う。

(3) 安全上のトラブル情報の共有・活用

鉄道事業者の安全担当者等による鉄軌道保安推進連絡会議を開催し、事故等及びその再発防止対策に関する情報共有等を行うとともに、安全上のトラブル情報を関係者間において共有できるよう、情報を収集し、速やかに鉄道事業者へ周知する。

また、国への報告対象となっていない安全上のトラブル情報について、鉄道事業者による情報共有化を推進する。さらに、運転状況記録装置等の活用や現場係員による安全上のトラブル情報の積極的な報告を推進するよう指導する。

(4) 気象情報等の充実

鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗務員等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、「第1章第3節(6)「道路交通に関する情報の充実」で述べた気象観測予報体制の整備、地震の監視体制の整備、各種情報の提供、気象知識等の普及を行う。

特に、竜巻等の激しい突風による列車転覆等の被害の防止に資するため、竜巻注意情報を適時・適切に発表するとともに、分布図形式の短時間予測情報として竜巻発生確度ナウキャストを提供する。また、走行中の列車における地震発生時の転覆等の被害の防止に資するため、緊急地震速報(予報及び警報)の鉄道交通における利活用の推進を図る。

(5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応

国及び鉄道事業者における、夜間・休日の緊急連絡体制等を点検・確認し、大規模な事故又は災害発生した場合に、迅速かつ的確な情報の収集・連絡を行う。

また、主要幹線における輸送障害等の社会的影響を軽減するため、鉄道事業者に対し、列車の運行状況を的確に把握して、乗客への適切な情報提供を行うとともに、迅速な復旧に必要な体制を整備するよう指導する。

(6) 運輸安全マネジメント評価の実施

鉄道事業者の安全管理体制の構築・改善状況を国が確認する運輸安全マネジメント評価を行う。運輸安全マネジメント評価にて、事業者による安全最優先の原則及びコンプライアンスに対する意識付けの取組について、評価・助言を行う。

第4節 鉄道車両の安全性の確保

種別鉄道車両の安全性の確保

実施機関 近畿運輸局

1 計画の実施方針および重点

発生した事故や科学技術の進歩を踏まえつつ、適時・適切に鉄道車両の構造・装置に 関する保安上の技術基準を見直す。

第5節 救助・救急活動の充実

種 別|救助・救急活動の充実

実施機関「近畿運輸局、総合政策部防災危機管理局、健康医療福祉部健康医療課

1 計画の実施方針および重点

鉄道の重大事故等の発生に対して、避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、主要駅における防災訓練の充実や鉄道事業者と消防機関、医療機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化を図る。

2 計画の内容

全国交通安全運動、年末年始の輸送等に関する安全総点検、安全運転推進運動における査察及び年度監査計画における保安監査等を行う。

第6節 被害者支援の推進

種 別 被害者支援の推進

実施機関 近畿運輸局

1 計画の実施方針および重点

国や関係機関・各市町村と連携して、公共交通事故や重大交通事故の被害者等の支援への取組を推進する。

2 計画の内容

- 1 平時における取組
- (1) 被害者等への支援体制の整備

公共交通事故被害者支援室において、被害者等からの相談を受け付けるとともに、被害者等への支援に携わる職員に対する教育訓練の実施、関係機関等とのネットワーク形成等を図る。

(2) 事業者における支援計画作成の促進

公共交通事業者による被害者等支援計画作成ガイドラインに基づき、事業者に対して計画の策定を促すなど、被害者等に対する支援の充実に向けた取組を図る。

- 2 事故発生時の取組
- (1) 事故発生直後の対応

被害者等に対する窓口を設置し、安否情報・事故情報等の提供に関する被害者等からの要望を関係行政機関、公共機関、地方公共団体及び事業者に伝えること等を通じて、被害者等に役立つ情報を収集・整理し、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するよう図る。

また、被害者等が事故現場において行う安否確認等の活動のために必要な支援が確保されるよう、被害者等からの要望を事業者等に伝えて必要な対応を要請し、また、現場における受入体制等に関する情報を被害者等に提供するなど、被害者等への窓口を通じて、被害者等からの問合せ・相談に的確に対応するよう図る。

(2) 中長期的対応

公共交通事故被害者等への支援を行う体制において、被害者等のための窓口を設置し、被害者等からの要望を踏まえ、事故調査の状況や規制の見直し、事業者の安全対策に関する説明について必要なコーディネートを図る。また、被害者等からの相談を受け、必要に応じて、事業者が策定する公共交通事故被害者等への支援に関する計画に基づく支援やその他事業者による支援について、事業者に指導・助言を行うとともに、被害者等に対して関係機関や心のケアの専門家を紹介する等の取組を図る。

第3章 踏切道における交通の安全

踏切道における交通の安全

│種 別 │(1) 踏切道の立体交差化、構造の改良および歩行者等立体横断施設の整備促進

- (2) 踏切保安設備の整備および交通規制の実施
- (3) 踏切道の統廃合の促進
- (4) その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置

実施機関│近畿運輸局、警察本部交通規制課、土木交通部交通戦略課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 踏切道の立体交差化、構造の改良および歩行者等立体横断施設の整備促進
- (2) 踏切保安設備の整備および交通規制の実施
- (3) 踏切道の統廃合の促進
- (4) その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置

2 計画の内容

(1) 踏切道の立体交差化、構造の改良および歩行者等立体横断施設の整備促進

遮断時間が特に長い踏切道(開かずの踏切)や、主要な道路で交通量の多い踏切道 等については、抜本的な交通安全対策である連続立体交差化等により、除却を促進す るとともに、道路の新設・改築及び鉄道の新線建設に当たっては、極力立体交差化を 図る。

加えて、立体交差化までに時間の掛かる「開かずの踏切」等については、効果の早期発現を図るため各踏切道の状況を踏まえ、歩道拡幅等の構造の改良や歩行者等立体 横断施設の設置等を促進する。

なお、歩道が狭隘な踏切についても、踏切道内において歩行者と自動車等が錯綜することがないよう事故防止効果の高い構造への改良を促進する。

以上のとおり、立体交差化等による「抜本対策」と構造の改良等による「速効対策」の両輪による総合的な対策を促進する。

また、従前の踏切対策に加え、当面の対策や踏切周辺対策等も踏切対策に位置付け、ソフト・ハード両面からできる対策を行う。

整備事業項目	事業量	事業費 (千円)
踏切道の構造改良	7箇所	99, 526
連続・単独立体交差の改 築	3箇所	732, 107

(2) 踏切保安設備の整備および交通規制の実施

・踏切遮断機の整備された踏切道は、踏切遮断機の整備されていない踏切道に比べて 事故発生率が低いことから、踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況 等を勘案し、着実に踏切遮断機の整備を行う。

列車運行本数が多く、かつ、列車の種別等により警報時間に差が生じているものに ついては、必要に応じ警報時間制御装置の整備等を進め、踏切遮断時間を極力短くす る。

自動車交通量の多い踏切道については、道路交通の状況、事故の発生状況等を勘案 して必要に応じ、障害物検知装置、オーバーハング型警報装置、大型遮断装置等、よ り事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を進める。

高齢者等の歩行者対策としても効果が期待できる、全方位型警報装置、非常押ボタンの整備、障害物検知装置の高規格化を推進する。

整備事業項目	事業量	事業費 (千円)
踏切道の格上げ	0箇所	0
踏切保安設備	19箇所	199, 700

・踏切の幅員や周辺の道路環境に応じた交通規制の実施

踏切での安全な通行を確保するために踏切の幅員や保安設備の整備状況を踏まえ、 車両通行止めなどの交通規制を実施する。

また、周辺の道路環境や道路交通の内容を確認し、規制の見直しを実施する。

(3) 踏切道の統廃合の促進

踏切道の立体交差化、構造の改良等の事業の実施に併せて、近接踏切道のうち、その利用状況、う回路の状況等を勘案して、地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合を進めるとともに、これら近接踏切道以外の踏切道についても同様に統廃合を促進する。

ただし、構造改良のうち、踏切道に歩道がないか、歩道が狭小な場合の歩道整備については、その緊急性を考慮して、近接踏切道の統廃合を行わずに実施できることとする。

(4) その他の踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置

緊急に対策が必要な踏切道は、「踏切安全通行カルテ」を作成・公表し、透明性を保ちながら各踏切の状況を踏まえた対策を重点的に推進する。

また、踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、必要に応じて、踏切道予告標、踏切信号機の設置等を進める。

自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上及び踏切支障時における非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図るため、踏切事故防止キャンペーンを推進する。

また、学校等において、踏切の通過方法等の教育を引き続き推進するとともに、鉄道事業者等による高齢者施設や病院等の医療機関へ踏切事故防止のパンフレット等の配布を促進する。踏切事故による被害者等への支援についても、事故の状況等を踏まえ、適切に対応していく。

このほか、踏切道に接続する道路の拡幅については、踏切道において道路の幅員差が新たに生じないよう努めるものとする。

さらに、踏切道通行者の安全意識向上のため、春・秋の全国交通安全運動はもとより、踏切事故防止キャンペーン「平成28 年11月1日~10日」において、PR用ポスター・ラジオのスポット放送等による広報啓発および踏切道における安全指導等を、関係機関の協力を得て実施する。

このほか、踏切道に接続する道路の拡幅については、踏切道において道路の幅員差が新たに生じないよう努めるものとする。

第 2 部

平成27年度交通安全実施計画 に 対 す る 実 績

第1章 道路交通の安全

第1節 道路交通環境の整備

種別 (1) 生活に密着した身近な道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の 整備

実施機関 滋賀国道事務所

- 〇あんしん歩行エリアや通学路等における対策
 - ・交通安全総点検、通学路緊急点検等による地域一体となった危険箇所の特定および対 策の実施
 - ・公安委員会その他関係機関と連携した面的・総合的な対策の検討を実施

〇無電柱化の推進

- ・国道1号本宮地区東工区(大津市):工事を実施
- ・国道1号竜が丘地区(大津市):設計を実施
- ・国道1号草津地区:工事を実施

種 別 (1) 生活に密着した身近な道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の 整備

実施機関 警察本部交通規制課

○バリアフリー化を始めとする歩行空間等の整備について

視覚障害者用付加装置の信号機の整備 7基 信号灯器のLED化 288 灯

○児童・幼児等の通行の安全確保対策

信号機の設置 12 基 歩行者灯器の増灯 60 灯 横断歩道の設置 190 本 信号機の横断秒数の改善 30 箇所

○ゾーン 30 の推進

県下4箇所(守山市・東近江市・彦根市・長浜市)においてゾーン30を整備

種別 (1) 生活に密着した身近な道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の 整備

実施機関 土木交通部道路課

平成24年度に文部科学省・国土交通省・警察庁が連携し、全国一斉に通学路を対象とした緊急合同点検を行い、短期的に対策を行う必要がある221箇所が確認された。平成24~27年度の4箇年で対策を行い、221箇所全ての対策が完了した。さらに、平成26年度

には、全市町が通学路交通安全プログラムを策定した。平成27年度は、改築系事業も含めて、このプログラムに基づいた点検、対策、検証、改善といったPDCAサイクルを回すことにより、通学路の安全確保に取り組んだ。

また、歩道を設置している県管理道路を対象に、職員が年に1回程度自転車パトロールを行い、通常行っているパトロールでは見つけられない危険個所を発見し、不具合があれば速やかに修繕を行った。

- ・緊急合同点検による短期的対策の1箇所について対策を行った。
- ・通学路交通安全プログラムによる対策箇所について対策を行った。
- ・自転車パトロールについては、年1回程度実施し、通常の自転車で行うパトロール では見つけられない危険箇所を調査し改善を図った。

種別	(2) 幹線道路における交通安全対策の推進
実施機関	土木交通部道路課

○道路の改築による道路交通環境の整備

道路改築事業の実施にあたっては、必要に応じ県の道路構造条例や滋賀県歩道整備マニュアルに基づいて車両と歩行者の通行空間の分離検討を行った。

〔補助事業〕 (単位:千円)

I	種	玉	道	地	方 道
	任里	箇所数	事 業 費	箇所数	事 業 費
補助道路整備事	業(改築)	6	1, 939, 233	50	5, 812, 864

※補助道路整備事業の箇所数は重複箇所有り。

〔 単独事業 〕

単独道路改築事業(改築)

1,043,352千円

種 別	(2) 幹線道路における交通安全対策の推進
実施機関	滋賀国道事務所

〇交通事故分析の充実及び事故対策ノウハウの蓄積・活用

- ・道路交通環境安全推進連絡会議を活用し、警察その他関係機関や学識経験者と 連携した事故分析及び対策立案を実施
- ○現道等の交通事故対策
 - ・『事故ゼロプラン』に選定された事故危険区間53箇所と事故危険箇所16箇 所の中から4箇所について対策を立案
 - ・過年度に対策を実施した2箇所について、交通事故データ及び挙動調査、WE Bアンケート等による多面的な効果検証を実施

○道路網の整備

- 一般国道1号
- ・水口道路:舗装工事の実施

(平成28年3月19日 甲賀市水口町名坂~泉 3.5km (4/4) 開通)

- ・栗東水口道路 I、Ⅱ:改良・舗装工事、調査設計の実施 (平成28年3月19日 湖南市菩提寺~栗東市小野 4.1km(2/4) 開通)
- 一般国道8号

- ・塩津バイパス:改良工事、埋蔵文化財調査、調査設計の実施
- ・米原バイパス:用地取得、埋蔵文化財調査、調査設計の実施
- ・野洲栗東バイパス:用地取得、埋蔵文化財調査、調査設計の実施
- ・姉川橋架替:橋梁上部・舗装工事の実施

(平成27年12月5日 長浜市酢 0.6km (2/2) 開通)

- ・米原貨物ターミナル:調査設計の実施
- 一般国道161号
- ・湖北バイパス:用地取得、調査設計の実施
- ・小松拡幅:用地取得、調査設計の実施
- ・湖西道路(真野~坂本北):調査設計の実施
- 一般国道307号
- ・信楽道路:調査設計の実施

〇道路交通情報の提供

- 道の駅等での道路情報提供
- ・冬期積雪箇所のCCTV画像インターネット公開を継続して実施
- ・冬期積雪箇所のCCTV画像インターネット公開を継続して実施

種 別 (2) 幹線道路における交通安全対策の推進

実施機関 中日本高速道路 (株) 名古屋支社、西日本高速道路 (株) 関西支社

〇高速道路における交通安全施設等整備

安全性・快適性の向上、環境保全対策、情報提供の高度化など、多様化するニーズへの対応として、6月8日から6月20日の土日を含まない10日間、名神集中工事を実施した。

種 別 (3) 交通安全施設等整備事業の推進

|実施機関 |滋賀国道事務所

(単位:百万円)

	工 種	単 位	事業量	事 業 費
_	自転車歩行者道(バリアフリー化含む)	箇所	7	306
種	交差点改良	箇所	2	1, 437
事				
業	小 計			1, 743
	簡易パーキング(防災拠点化)			
	防護柵			
種	道路標識	式	1	328
事	情報機器 (道路情報提供装置)			
業	区画線			
	小 計			328
	合 計			2,071

種 別 (3) 交通安全施設等整備事業の推進

実施機関 土木交通部道路課

交通事故の発生を抑止するため、交通安全を確保する必要がある道路を対象に整

備を図った。

- (1) 歩行者および自転車利用者の安全確保や高齢者・障害者等の社会参加を支援するため、十分な幅を確保した歩道等の整備に努めた。
- (2) 事故危険箇所等の安全対策を積極的に進めた。
- (3) 安全かつ円滑な自動車交通を確保するため、交通事故の集中する交差点の改良、疲労運転に伴う事故防止のための簡易パーキング等の整備を進めた。
- (4) 夜間事故防止対策として道路照明灯の整備を進めた。
- (5) 交通安全確保のため、防護柵、転落防止柵等の整備を進めた。

交通安全施設等整備事業

(単位:千円)

工 種		補り	力 事 業	単 犯	虫 事 業	
		箇所	事 業 費	箇所	事 業 費	
	歩	道	3	302, 805	7	45, 493
	自転車	歩行者道	9	214, 666	6	84, 887
種事業	交 差	点 改 良	3	156, 721	-	_
業	ハ゛リアフリー	等その他	4	335, 848	2	15, 093
	合	計	19	1, 010, 040	15	145, 473

種 別(3)交通安全施設等整備事業の推進

実施機関 土木交通部都市計画課

〔都市計画街路事業〕

(単位:千円)

租	種別		種		IJ	箇所数	事 業 費
県	事		業	5箇所	1, 042, 519		
市	町	事	業	25箇所	3, 791, 813		
合			計	30箇所	4, 834, 332		

種 別 (3) 交通安全施設等整備事業の推進

実施機関|農政水産部耕地課

〔交通安全施設等整備事業〕

(単位:千円)

工種		括	単位	県 営	事業	団体	営 事 業
		任里		事業量	事 業 費	事業量	事 業 費
防	護	柵	m	79	1,088	2	72
道	路	標 識	基	7	403	0	0
区	画	線	m	2, 397	941	450	196
視	線 誘	導 標	基	0	0	4	96
反	射	鏡	基	1	146	0	0
防	犯	灯	本	0	0	0	0
	合	計		2,484	2, 578	456	364

種 別 (3)交通安全施設等整備事業の推進 実施機関 警察本部交通規制課

		事	業	事業量	事業費 (千円)
		交通管制	集中制御機	2 4 基	40, 704
i			情報収集装置	4式	33, 024
			端末対応設定費等		115, 796
			監視用テレビ更新	1 基	4,640
			交通情報板更新	0 基	0
			調査委託費		3,873
	安		プログラム多段系統化等	4 2 基	40,634
	全	信号機改良	灯器等改良 (LED化)	18式	19,608
	刈 笙		調査委託費		4, 359
	対策事		標識 (路側標識)	240本	12,884
	業		標識(オーバーハング)	20本	9, 567
補		標識・標示	標示 横断歩道 (高輝度)	9.7km	7,018
助			標示 実践(高輝度)	33.5km	13, 141
事			調査委託費		4, 200
業		交通安全施設調查	查 経費		123
		交通管制中央装置	置リース料		31, 097
			安全対策事業合計		340, 668
		信号機新設			
	円		プログラム多段系統化等	30基	44, 232
	滑	信号機改良	灯器等改良 (LED化)	18式	19,608
	化		調査委託費		3, 235
	対策事	道路標識		0本	0
	事	送 皮 捶 二	横断歩道(高輝度)	O km	0
	業	道路標示	実践	O km	0
			67, 075		
	四十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十				
			路側標識	372本	18, 604
		道路標識	標識用照明	0本	0
			調査費		0
		道路標示	横断歩道	$10.9 \mathrm{km}$	7, 266
			実線	$50.9 \mathrm{km}$	18, 502
県	!		図示	0 個	0
单	单	近江八幡ミニセン	シター移設	1式	8,000
狂		中央線変移システ	1式	68, 373	
事			新設 定周期式	12基	54, 120
] 第	Ě		更新 半感応等	17基	22, 122
		 信号機	灯器の増灯・更新	90灯	19, 800
			信号機移設	140箇所	36, 120
			信号柱の更新	13本	11, 115
			5, 887		
			県単独事業合計		269, 909

種 別 (4)効果的な交通規制の推進

実施機関 警察本部交通規制課

交通の円滑及び交通事故防止のため、道路状況や交通環境に応じた各種交通規制を 実施した。

規 制 種 別	箇 所 (区 間)
車両通行止め	7
一方通行	23
指定方向外進行禁止	44
追い越しのための右側部分はみ出し通行禁止	3
最高速度	9
転回禁止	1
進路変更禁止	8
進行方向別通行区分	8
一時停止	49
駐停車禁止	4
駐車禁止	10
横断歩道	135
自転車横断帯	4
自転車歩道通行可	14

種 別 (5)自転車利用環境の総合的整備

実施機関|警察本部交通規制課

自転車が安全に通行できる環境を整えるため、歩行者の通行に支障が出ないと認められる県下14箇所の歩道において「自転車歩道通行可」の新規規制を実施した。

種 別 (5)自転車利用環境の総合的整備

|実施機関 |土木交通部道路課

自転車を安全かつ円滑に利用できるよう、路線の交通状況や自転車ネットワークを総合的に考慮して、自転車歩行車道等による自転車走行空間の創出を推進した。

種 別 (6) 高度道路交通システムの活用

実施機関 近畿総合通信局

〇ITSスポット等の基幹施設の整備

無線局免許 0局 (今年度実績なし、26年度22局)

種	別	(6) 高度道路交通システムの活用
実施機関		警察本部交通規制課

○事故等で規制される情報をVICSに提供するなど交通情報の提供に努めた。

種 別 (6) 高度道路システムの活用

実施機関 滋賀国道事務所

- 〇既存ITの有効活用
 - ・災害、危険箇所におけるCCTVの有効活用
 - ・道路情報システムを活用した積雪状況や規制情報の共有

種 別 (7)交通需要マネジメントの推進

実施機関|滋賀国道事務所

- 〇公共交通機関の利用促進等による道路交通の円滑化
 - ・渋滞緩和に向け、関係機関と連携し、渋滞対策に取り組んだ。

種 別 (7) 交通需要マネジメントの推進

実施機関 | 警察本部交通規制課

彦根ミニセンター内の信号制御下位装置を高度化更新し渋滞緩和を図った。

種 別 (7) 交通需要マネジメントの推進

実施機関 西日本高速道路(株)関西支社

交通の分散化を図るため、GW、お盆、年末年始の交通混雑期に、休憩施設や料金所等に渋滞予測ガイドを設置。また、ホームページに渋滞予測を掲載した。

種 別 (8) 災害に備えた道路交通環境の整備

実施機関 滋賀国道事務所

- ○無電柱化の推進
 - ・国道1号本宮地区東工区(大津市):工事を実施
 - ・国道1号竜が丘地区(大津市):設計を実施
 - ・国道1号草津地区:工事を実施
- ○道の駅の防災拠点化へ向けた取組
 - ・『塩津海道あぢかまの里』において、災害時の防災拠点化に向けた工事を実施
- ○既存ⅠTの有効利用及び信頼性向上
 - ・ネットワーク構成の見直しを行い、システムの信頼性を向上
 - ・老朽化した道路情報表示設備及び凍結情報表示設備の更新を実施

種 別 | (8) 災害に備えた道路交通環境の整備

実施機関 警察本部交通規制課

○災害に強い交通安全施設等の整備について

信号柱をコンクリート柱から鋼管柱に整備 13本

非常用電源箱の整備

85箇所

○災害発生時における交通規制

災害時を想定した交通規制訓練

9 回

○災害発生時における情報の提供

交通流監視カメラの整備更新

1 基

交通管制ミニセンターの移設

1式

種 別	(8) 災害に備えた道路交通環境の整備
実施機関	土木交通部道路課

阪神大震災、東日本大震災などの震災や自然災害等を踏まえ、災害に強い安全な道路 づくりを目指す。

平成8年度道路防災総点検において落石崩壊等の危険があると認められた要対策箇 所で災害防除事業を実施した。

災害発生等に備えた安全の確保

(単位:千円)

	種	補	助 事 業
<u></u>	个里	箇所数	事 業 費
災害	防除	6	133, 750
合	計	6	133, 750

種 別 (9)総合的な駐車対策の推進

実施機関 警察本部交通規制課

地域住民からの要望や違法駐車実態を反映し、道路交通の安全を確保するための「駐車禁止」の新規規制を県下10 箇所において実施した。

種 別 (9)総合的な駐車対策の推進

実施機関|商工観光労働部中小企業支援課

[駐車場整備]

にぎわいのまちづくり総合支援事業費補助金(商店街基盤施設等整備事業)

駐車場の整備 実績なし

自治振興交付金 (駐車場整備促進、共同施設設置)

商店街顧客専用駐車場の借地料 実績なし

共同施設の購入費および設置費 実績なし

種 別 (9)総合的な駐車対策の推進 実施機関 警察本部交通指導課

1 新放置駐車制度施行後の取締り状況 (平成27年4月1日~平成28年3月31日)

	放置車両確認標	貼付件	‡ 数内容	違反金納付	 反則処理	
	章総貼付件数	章総貼付件数 警察官 駐車監視員		连汉金州们	汉则处理	
合 計	6, 971	2, 574	4, 397	6, 224	1, 161	

2 滞納処分執行状況

執行年度	差押件数	徴収額
H20年度	24件	432,000円
H21年度	3件	50,380円
H22年度	67件	1,356,000円
H23年度	96件	1,809,000円
H24年度	54件	938,000円
H25年度	14件	235,000円
H26年度	0件	0円
H27年度	0件	0円
合 計	258件	4,820,380円

3 車検拒否制度適用状況

適用年度	適用台数		
H20年度	218台		
H21年度	215台		
H22年度	156台		
H23年度	135台		
H24年度	95台		
H25年度	116台		
H26年度	98台		
H27年度	86台		
合 計	1,119台		

種	別	(10) 道路交通情報の充実
実施機		近畿総合通信局

(1) 情報収集・提供体制の充実

- ○道路交通情報を提供する「路側通信システム」の普及促進 無線局免許の実績なし
- ○イベントに伴う臨時の放送局の開設 無線局免許の実績なし
- コミュニティ放送局の普及促進 無線局免許の実績なし

(2) ITSを活用した道路交通情報の高度化

○ETC基地局

無線局免許の実績なし

○道路交通情報通信システム (VICS)、ITSスポット等の整備 無線局免許の実績なし

種	別	(10) 道路交通情報の充実
実施	機関	西日本高速道路(株)関西支社

道路情報板、路側通信システム、交通情報携帯サイト(アイハイウェイ)等により情報提供体制の充実に努めた。また、お客様センターにて24時間体制でお客様の問い合わせに対応した。

種 別 (10)道路交通情報の充実 実施機関 土木交通部道路課

多様化するドライバーのニーズにこたえるとともに安全かつ円滑な道路交通を確保するため、道路情報提供装置の整備と更新を行い、情報提供体制の充実を図った。

種 別 (11)交通安全に寄与する道路交通環境の整備

実施機関 土木交通部道路課

道路の構造を保全し、または交通の危険を防止するため、道路が破損していたり、異常気象等により被害が予想されたりする場合等には、道路法に基づき通行の禁止または制限を行った。また、冬期の安全な道路交通を確保するため、気象、路面状況等の情報を収集し、道路利用者に提供した。

種 別 (11)交通安全に寄与する道路交通環境の整備

実施機関 |土木交通部都市計画課

[子どもの遊び場等の確保]

(単位:千円)

	種別	箇 所 数	事業費
市	近隣公園	1	55, 500
町	地区公園	0	0
事	総合公園	2	105, 000
業	運動公園	1	489, 704
県	広域公園	1	20,000
事業	都市公園	1	70,000
	計	6	740, 204

種 別 | (11) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

実施機関 滋賀国道事務所

〇特殊車両の指導取締り

・豊郷計量所において計12回を実施した。対象車両78台に対し許可書の確認を行い、そのうち違反車両38台に対し指導を行った。

〇不法占用調査および適正化指導

・円滑な道路交通の確保を目的として不法占用物件の所有者または物件管理者への是 正指導を行った。107件の現地調査を行い、60件に是正指導を行った。

第2節 交通安全思想の普及徹底

種 別 (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

実施機関│健康医療福祉部子ども・青少年局、土木交通部交通戦略課

〔ア 幼児に対する交通安全教育〕

1 児童館および保育所等における交通安全指導の強化

保育所および認可外保育施設に対して、入所児童およびその保護者への交通安全指導等について要請した。

- 2 幼児交通安全指導者研修会を開催し、資質の向上を図った。
 - ·開催日時場所:平成27年6月3日、県庁新館7階
 - ・参加者:140人
- 3 幼児交通安全クラブの結成状況 (H27)

П	与町村	名		組	織	母	体		ī	† 町	木	1 名		組	織	母	体	
			地	域	幼稚園	保育所	合	計					地	域	幼稚園	保育所	:	合計
大	津	市		1				1	日	野	7	町						0
彦	根	市		21				21	竜	王	:	町		2				2
長	浜	市		1				1	愛	荘	-	町						0
近泊	工八幅	番市						0	豊	組	3	町		1				1
草	津	市		1				1	甲	良	Į	町						0
守	山	市						0	多	賀	Į	町						0
栗	東	市		1				1										
甲	賀	市		2				2										
野	洲	市		1				1										
湖	南	市		1				1										
高	島	市			5	10		15										
東	近江	市			22	12		34										
米	原	市			0	1		1	ĺ	合	計	 		32	27	23		82

種 別 (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

実施機関制教育委員会事務局学校教育課、教育委員会事務局スポーツ健康課

〔イ児童に対する交通安全教育〕

[ウ中学生に対する交通安全教育]

[エ高校生に対する交通安全教育]

交通安全指導の充実

(1) 特別活動を中心とした指導の充実

各学校の状況に応じて、学級活動(ホームルーム活動)および学校行事を中心に、 交通安全について繰り返して指導するとともに、指導内容の充実と時間確保に努めた。

(2) 滋賀県学校安全研修会の開催

交通安全教育研修 6月 2日(火) 15:05~17:00

・講 義 演 題 「県内の交通事故の発生状況等について」

講 師 滋賀県警察本部交通企画課

課長補佐 川嶋 淳司 氏

・講演 演題 「自転車のルールと事故防止について

~児童生徒等が被害者にも加害者にもならないためには~」

講師 一般財団法人 日本交通安全教育普及協会 教育推進室 主幹 石井 征之 氏

(3) 児童・生徒に対する啓発の推進

ア 長期休業の前に「交通安全県民運動実施要綱」等を添付した「児童生徒の指導・保護者への啓発について」(通知)をすべての公立小・中学校、県立学校に送付して、その中で交通安全について児童生徒・保護者への啓発を依頼し、児童生徒が被害者にも加害者にもならないようにする働きかけを行った。

イ 市町立小・中学校および県立学校生徒指導主任主事連絡協議会や高等学校等生 徒指導連絡協議会、生徒指導上の課題解決に係る管理職研修などの機会に管理職 や生徒指導主任・主事に対して、授業やホームルーム活動で交通安全について啓発 ・指導を行うよう依頼した。

(4) 指導通知の発出

- ・交通安全実施計画について
- ・春、秋の全国交通安全運動の実施について
- ・夏、年末の交通安全県民運動の実施について
- ・年度末の交通安全県民運動の実施について
- 「新入学(園)児と高齢者の交通事故防止運動」の実施について
- ・自転車運転指導警告票を活用した自転車運転安全指導の推進について
- ・自転車の運転による交通の危険を防止するための講習制度の周知について

種 別 (1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

実施機関 教育委員会事務局生涯学習課、土木交通部交通戦略課

〔才成人に対する交通安全教育〕

(1) あらゆる機会を利用しての交通安全教育の推進

視聴覚ライブラリー(しが生涯学習スクエア)において、交通安全や自転車に関わる教材を貸出。(実績9本)

(2) 関係団体等に対する交通安全の呼びかけ

関係機関・団体等において、幼児から高齢者に至るまでの年齢層、道路利用形態別に応じた交通安全教育が推進されるよう呼びかけた。

(3) 交通指導員の資質および指導力の向上

地域住民に対する交通安全指導や交通安全思想の普及活動を推進している交通指導 員の資質および指導力の向上を図るため、実技を取り入れた研修会を実施した。

(4) 関係機関・団体等に対する交通安全活動の指導強化

関係機関・団体等において、幼児から高齢者に至るまでの年齢層、道路利用形態別に応じた交通安全教育が総合的、組織的に行われるよう指導を強化するとともに、交通安全に関する資料の提供など積極的な支援に努めた。

種 別 | (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

実施機関|警察本部交通企画課、健康医療福祉部医療福祉推進課、土木交通部交通戦略課

[カ高齢者に対する交通安全教育]

(1) 滋賀県レイカディア大学の取り組み

「高齢者の交通事故防止」をレイカディア大学必修講座として開講し、「自分の身は自分で守る」という意識を高めるとともに交通安全思想の普及を図った。

- ・講座名「高齢者の交通安全」
- ・時間数:草津校・米原校それぞれ2時間
- ・受講者:350名(草津校240名・米原校110名)
- (2) 老人クラブ等の関係団体を通じた取り組みの強化
 - ① 市町等老人クラブ連合会が行う交通安全に関する活動(交通安全教室の開催やヒャリマップの普及等)の推進を図るために、活動費の助成を行った。
 - ② 県老人クラブ連合会が発行している広報誌「いきいき近江」(平成28年1月発行、発行部数55,000部)に交通安全県民運動の関連記事等を掲載し、注意喚起するとともに、安全意識の高揚について啓発した。
 - ③ 県老人クラブ連合会のホームページに交通安全県民運動等の実施のお知らせ を掲載し、安全意識の高揚について啓発した。
- (3) あわない・起こさないシルバー無事故運動

滋賀県交通安全無事故運動のシルバー部門として、65歳以上の高齢者を対象に7月から10月の4ヶ月間、3~5人1組(3人以上は65歳以上)の単位で実施し、より多くの参加者を募り、全県的に高齢者の交通事故防止を推進した。

•参加団体数

539団体

• 参加者数

2,479人

(4) 高齢者のための実践的な交通安全教育の実施

各地区で交通安全教室をサポートできる交通安全指導員を養成し、その交通安全指導員が実施する交通安全教育により、地域の高齢者の交通事故防止を図った。

・養成した指導員

38 Д

・指導員による交通安全教室参加高齢者 約2,700人

(5) 高齢者交通安全ネットワーク (いこいネット) 事業

多くの高齢者が利用する老人福祉センター等の福祉施設に対してFAXやインターネットで交通安全に関する知識・事故情報等をタイムリーに提供し、掲示や印刷物として常設してもらうことで、施設を利用する高齢者の交通安全意識の高揚を図った。

(平成27年中 277施設 27回)

種 別 (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

実施機関 | 警察本部交通企画課、健康医療福祉部障害福祉課

〔キ 身体障害者に対する交通安全教育〕

(1) 障害者に対する効果的な交通安全教育の推進

障害者に対する生活訓練事業として、警察署署員等を講師とした交通安全教室等を実施した。(公益財団法人滋賀県身体障害者福祉協会への委託事業)

守山地域:平成27年 6月18日(木) 参加者25人

甲賀地域: 平成27年 7月 5日 (日) 参加者49人 彦根地域: 平成27年 7月11日 (土) 参加者48人 湖南地域:平成27年 8月30日(日) 参加者36人 草津地域:平成27年11月15日(日) 参加者20人 栗東地域:平成28年 3月21日(月) 参加者34人

(2) 障害者に対するきめ細かい交通安全教育の推進

視覚障害のある人の外出時の安全を確保するため、視覚障害者生活行動訓練事業において歩行訓練等を実施した。

(社会福祉法人滋賀県視覚障害者福祉協会への委託事業)

• 歩行訓練

集団指導 : 延25 地区 参加者 延537 人 個別指導 : 延70 回 参加者 20人 グループ指導:1グループ 参加者 5名

種 別 (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

実施機関 | 警察本部交通企画課

[その他の交通安全教育]

幼児から高齢者に至るまで、道路利用者の年齢や道路利用形態等に応じた交通安全教育を計画的、継続的に実施した。

平成27年中の交通安全教育実施状況 (運転免許関係講習を除く)

	対	象	別	回 数	受講者数
_			般	569回	39,991人
高		齢	者	630回	29,840人
大		学	生	17回	3,833人
高		校	生	28回	4,867人
中		学	生	68回	10,979人
小		学	生	279回	32,584人
幼			児	195回	12,739人
		計		1,786回	134,833人

種 別 | (3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

実施機関 | 警察本部交通企画課、土木交通部交通戦略課、西日本高速道路(株)関西支社

〔交通安全運動の推進〕

1 交通安全普及活動の強化

- ・近江路交通マナーアップ運動(毎月25日、ただし5月と10月は一斉啓発)
- ・前照灯早め点灯運動(年間)
- ・ハイビーム切替え運動(年間)
- · 交通安全啓発日(毎月1日)
- · 自転車安全利用日(毎月1日)
- ·近畿交通安全日(毎月15日)
- ・高齢者交通安全の日(毎月15日)
- ・シートベルト・チャイルドシート着用啓発日(毎月20日)
- ・ノーマイカーデー (毎週金曜日)

- ·飲酒運転根絶啓発日(毎月第4金曜日)
- ・飲酒運転について考える日 (毎月第4金曜日)
- · 自転車安全利用月間(5月)
- 2 春の全国交通安全運動の実施(5/11~5/20)

運動の基本

- ・子供と高齢者の交通事故防止 ~キラリ輝くおうみ交通マナー~ 運動の重点
- ・自転車の安全利用の推進(特に、自転車安全利用五則の周知徹底)
- ・全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶
- 3 夏の交通安全県民運動の実施(7/15~7/24)

運動の基本

・高齢者と子どもの交通事故防止

運動の重点

- ・高齢者に対する交通事故防止対策の推進
- ・自転車の安全利用の推進
- ・全席シートベルトとチャイルドシート着用の徹底
- ・ 飲酒運転・過労運転の根絶
- 4 秋の全国交通安全運動の実施 (9/21~9/30)

運動の基本

・子供と高齢者の交通事故防止 ~キラリ輝くおうみ交通マナー~

運動の重点

- ・夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止 (特に、反射材用品等の着用 の推進および自転車前照灯の点灯の徹底)
- ・後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ・飲酒運転の根絶
- 5 年末の交通安全県民運動(12/1~12/31)

運動の基本

・高齢者の交通事故防止 ~キラリ輝くおうみ交通マナー~

運動の重点

- ・夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- (特に、高齢者の反射材用品等の着用の推進および自転車のライト点灯の徹底)

・後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

- ・飲酒運転の根絶
- 6 新入学(園) 児と高齢者の交通事故防止運動の実施(H28/3/15~4/15)

運動の重点

- ・通園・通学路を中心とした安全確保の推進
- ・子供と高齢者を守る交通マナーの向上
- 新入学(園)児と保護者に対する交通安全教育・指導の徹底
- 7 交通死亡事故多発警報等に伴う事故防止活動

「交通死亡事故多発警報等発令要領」(平成4年11月30日制定)に基づき、交通死亡事故多発警報1回(H27.4.13)、高齢者事故多発警報を2回(H27.3.11 H27.12.22)発令した。

8 交通安全に関する広報

交通安全マナーアップ大作戦

【ラジオ放送】

・交通事故状況や交通安全に関する情報提供を行った。

AM放送:第1・第3金曜日の午後、3分間生放送、年間24回

・若者、子ども、高齢者の事故防止、自転車の安全利用、シートベルトおよびチャイルドシートの着用促進、飲酒・暴走等無謀運転の追放等を中心に啓発した。

FM放送:毎週月曜日(朝・夕)に20秒スポット、年52回

【テレビ放送】

・シートベルト・チャイルドシートの着用促進、飲酒運転防止等基本的な交通ルールを題材としたものや子ども・高齢者や若者の事故防止を題材としたスポットで 啓発を行った。

30秒スポット放送、年間15回

9 第49回滋賀県交通安全職域別無事故運動 (7/1~10/31)

車両の適正な運行管理を徹底して、安全運転の実践を組織ぐるみで習慣づけ、交通事故防止を図るため、事業所を中心に本運動を推進した。

· 参加団体数: 659事業所 参加車両数: 12,039台

・無事故団体:479団体

10 自転車安全利用推進

毎月1日を「自転車安全利用日」と定め、自転車の安全利用を呼びかけた。

- ・中学・高校生に対して、パンフレット「自転車安全利用五則」を配布し、安全利用 を呼びかけるとともに、滋賀県自転車軽自動車商業共同組合を通じて自転車販売店 に配布し、安全利用を呼びかけた。
- ・レンタサイクルショップ、自転車販売店に対する交通安全指導の啓発依頼

11 その他の交通事故抑止対策

(1) 各種交通安全啓発品の作成・配布

春・秋の全国交通安全運動や滋賀県交通対策協議会主唱による交通安全県民総ぐる み運動において、次の啓発品を配布することにより県民の交通安全意識の高揚を図っ た。

(県警交通企画課)

・病院利用者に対し、処方箋と一緒に交通安全のチラシを配布

140,000枚

・平和堂」が行っている宅配客に対し、商品と一緒に交通安全チラシを配布

3,000枚

(県交通戦略課)

・交通安全啓発チラシ(5運動) 210,000枚

・交通安全啓発ポケットティッシュ 8,000個

・シルバー交通安全"見守り帳"の作成・配布 10,000冊

「自転車安全利用五則」リーフレット 65,000部

・「親子ではじめる自転車ライフ」リーフレット 35,000部

(2) 免許証自主返納支援事業

65歳以上の高齢者に対して免許証の自主返納を推進し、高齢ドライバーの交通事故防止を推進した。

・自主返納チラシ 14,000枚

(3) 「思いやりゾーン」高齢者交通安全対策事業

高齢者人口、高齢者施設の配置状況、過去の交通事故状況等から高齢者の交通事故の発生が予測される地域を「思いやりゾーン」として指定し、ゾーン内において高齢者の交通安

全教育や広報・啓発活動を集中展開し、高齢者の交通事故防止を図った。 ヒヤリハットマップの制作 11,500部

(4) 交通安全チラシ等の作成、啓発

交通事故防止のチラシ、改正道交法のチラシ、カレンダーなどを作成して配布

12 交通事故統計資料の作成

報道機関や県・市町・その他交通安全関係機関・団体に対し、次のとおり交通事故分析資料を提供した。

・滋賀の交通 製本 150部

・安全運転ガイドSHIGA 10,000部

・あなたの街の交通事故 14,000枚

・平成27年中の交通事故 14,000枚

13 高速道路における交通安全運動の推進

春の全国交通安全運動(4/18)・夏の交通安全県民運動(7/15)・秋の全国交通安全運動(9/18)・年末の交通安全県民運動(12/10)等を高速道路交通警察隊等と合同で実施し、高速道路における運転マナーの向上および交通安全に関する啓発活動を実施した。

14 滋賀県交通安全教育コンクール

警察職員、交通ボランティア、市町職員等が参加する交通安全教育コンクールを開催 し、活動の活性化を図った。

(平成27年11月18日 (県庁7階大会議室)12チーム参加)

15 一般ドライバー向け交通安全情報紙「セーフティメール」配信

ドライバーに対して高齢者が関係する交通事故実態や高齢者の行動特性等を周知しても うために、高齢者の関係する直近事故事例やその事故防止ポイント等を内容とした情報を発 信し、交通事故抑止を図った。 (平成27年中 599事業所等)

16 反射糸普及ボランティア「反射糸ファッショナブル・ディレクター」の委嘱 裁縫や編み物に反射糸を使用して衣服や装飾品を製作する「反射糸ファッショナブル・ディレクター」を委嘱し、活動を行った。

(27年4月~12月末の活動実績 延べ20回、59人が活動 753人が受講)

17 夜光反射材の普及・着用促進活動

反射材フェアーの開催

反射材小物の作成教室を中心に、各種反射材の有効性の紹介コーナーを設置し、反射材や 反射糸の普及を図った。(平成27年9月開催 大津市 西武大津店)

種 別 (3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

実施機関「警察本部交通企画課

〔自転車の安全利用の推進〕

1 自転車大会の開催

- ・子供自転車滋賀県大会の開催 (7月4日)
- ・交通安全高齢者自転車大会の開催(10月7日)

2 スケアード・ストレイト方式による自転車安全教室 (3回実施)

JA共済連合主催によるスタントマンを使ったスケアード・ストレイト方式(事故の恐怖感を与える交通教育)の自転車安全教室を実施した。

- ・ 5 月 27日 安曇川中学校
- ・ 6 月19日 葉山中学校

• 9月29日 日枝中学校

種 別 (4) 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進等

|実施機関 | 警察本部交通企画課、土木交通部交通戦略課

1 交通指導員の設置状況

(1) 市町村職員 11市3町 168人

(2) 民 間 6市5町 215人

2 交通安全推進員の設置状況

3市2町 約1,600人

3 女性の交通安全組織の結成状況

21組織(11市2町) 2,549人

4 高齢者の交通安全組織の結成状況

12組織 (7市3町) 約770人

5 交通少年団の結成状況

1組織 小学生 84人

6 交通安全教育研修会の開催

各警察署及び関係機関・団体の交通安全教育担当者を対象とした「交通安全教育研修会」を開催(平成27年7月14日)

種 別 (5)住民の参加・協働の推進

実施機関│総合政策部県民活動生活課、健康医療福祉部健康福祉政策課

[地域での子ども見守り活動等における、交通事故抑止対策の協働推進]

自主防犯活動団体、各警察署子ども安全リーダーやスクールガード等による通学路での「子ども見守り活動」や、各地域の住民や行政機関等による青色回転灯装着車によるパトロール活動を通じて、犯罪被害防止の広報および啓発にあわせて、交通事故抑止等の交通安全対策の重要性を呼びかけた。

また、年間を通じて、各種団体と協働による自転車盗難被害防止街頭啓発を実施し、 5月の「自転車安全利用月間」では、自転車利用者に対する交通ルールの遵守徹底のための取組に加え、自転車盗難被害防止対策も盛り込み、県民に対して、自転車盗難被害防止、自転車交通ルール遵守の呼びかけを集中的に実施した。

[ユニバーサルデザインの普及啓発の推進]

だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり推進会議において、障害のある人や高齢者も利用しやすい施設等に関するユニバーサルデザインの考え方について、普及啓発を図った。

また、「滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証制度」により、障害のある人や高齢者、 妊産婦等の移動に配慮が必要な人を対象に、車いす等の駐車場等の利用証を交付し、当 該駐車区画の適正な利用を図った。

第3節 安全運転の確保

種 別 | (1) 運転者教育等の充実

実施機関 | 警察本部運転免許課

1 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実

(1) 自動車教習所における教育の充実

普通免許取得者の約9割が卒業する指定自動車教習所に対する指導監督を強化する とともに、指導員、検定員に対する指導教養を計画的に実施し、教習水準および検定 水準の向上を図ることにより、優良なドライバー育成につなげた。

(2) 取得時講習の充実

ア 滋賀県交通安全協会に委託している原付免許取得時講習および指定自動車教習所に委託している大型、中型、普通、大型二輪、普通二輪、大型二種、中型二種および普通二種免許の取得時講習においては、交通事故の事例や発生状況を取り入れた講習を実施し、実態にあった教育の実施に努めた。

イ 運転免許を新規に取得した者に対し、「合格者のしおり」(運転免許課作成)を 配布し、運転免許の更新、記載事項の変更、初心運転者期間制度の内容、飲酒・無 免許・危険ドラッグ運転の根絶、安全運転のポイント等の教養を行った。

2 運転者に対する再教育等の充実

- (1) 運転免許の取消処分者講習、停止処分者講習、違反者講習、初心運転者講習および 更新時講習等については、運転者に対する再教育が効果的に行われるよう、講習内容 の充実、施設・設備の拡充を図るとともに各種講習用資器材や実車を活用した参加・ 体験・実践型の運転者教育を推進した。
- (2) 飲酒運転撲滅啓発のために、更新時講習受講者全員に飲酒運転の危険性に関する教養資料(チラシ)を配布したほか、更新時講習会場において待ち時間を利用した飲酒運転防止映像の上映による教育を実施した

3 悪質危険な運転者の早期排除

酒酔い運転、ひき逃げ事件等の悪質違反者に対する行政処分の早期上申と執行および 平成27年6月17日に施行された改正道交法による仮停止制度の運用枠拡大により危険な 運転者の早期排除を図った。

平成27年1月~平成27年12月実績

取消処分 426件(うち仮停止適用 6件)

免許停止処分 2,425件

4 高齢運転者対策の充実

(1) 高齢運転者に対する教育の充実

高齢者講習を効果的に実施するとともに、特に、講習予備検査(認知機能検査)に基づく高齢者講習では、検査結果に基づいたきめ細かな教育を推進した。

視聴覚機材、運転適正検査機(CRT)を活用した安全運転実技講習を実施した。

(2) 臨時適性検査の確実な実施

講習予備検査(認知機能検査)の機会等を通じて、認知症の疑いがある運転者の把握に努め、臨時適性検査の確実な実施等により、安全な運転に支障のある者については運転免許の取消等の行政処分を行うとともに、臨時適性検査の円滑な実施のため、認知症専門医等との連携強化を図った。

(3) 運転免許証の自主返納の推進

高齢者による交通事故の増加に鑑み、運転免許証の自主返納(取り消し申請)を推進した。

5 二輪車安全運転対策の推進

指定自動車教習所および原付免許取得時講習の委託事業者に対して、二輪車事故事例 や発生状況を取り入れた教習および講習を実施するよう指導した。

6 シートベルト・チャイルドシートおよび乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底

更新時講習や停止処分者講習、原付講習等において過去に県内で発生した交通死亡事故等重大事故の事例により、シートベルトや乗車用ヘルメットの着用効果等に基づいた講習を実施して着用の徹底を図った。

また、関係機関・団体と連携し、交通安全運動等の機会を通じて、来庁者に対してシートベルト着用等についての啓発活動を行った。

平成27年中の各種運転者教育の実施状況

講	習別	受講者数 (人)
	優良運転者講習	119, 148
	一般運転者講習	32, 524
	違反運転者講習	28, 083
更 新 時 講 習	初 回 更 新 者 講 習	13, 321
	特 定 任 意 講 習	20
	高 齢 者 講 習	33, 540
	小 計	226, 626
	短 期	1,622
停止処分者講習	中期	230
停止处刀有膊首	長期	226
	小計	2, 078
	原 付 免 許	1, 287
	普 通 二 輪 免 許	6
	大型 二輪 免許	2
	普 通 免 許	117
	中 型 免 許	11
免許取得時講習	大型 免 許	26
元 川 坎 付 町 冊 日	応 急 救 護 (一)	119
	普 通 旅 客 車	9
	中型旅客車	0
	大型旅客車	9
	応 急 救 護 (二)	17
	小計	1, 603
	原 付 免 許	28
	普 通 二 輪 免 許	42
初心運転者講習	大型二輪免許	5
	普 通 免 許	260
	小 計	335
取消処分者講習	二 輪 (原付を含む。)	35

	四	輪	229
	小	計	264
	社会参加活動	を含む講習	439
違反者講習	社会参加活動を	含まない講習	391
	小	計	830
合	計	231, 736	

種 別	(2)運転免許制度の改善
実施機関	警察本部運転免許課

〇 県民の立場に立った運転免許業務

(1) 更新時講習の適切な運用と充実・強化

警察署での優良運転者講習および一般運転者講習に対して、守山運転免許センターから専従講師(警察官)4人を派遣し、講習内容の充実を図るなど安全運転および事故防止に役立つ講習の充実に努めた。

また、守山運転免許センター、米原サブセンターにおいて実施している更新時講習 の講師を対象とした研修会(5月・11月)を開催する等して、講師の資質向上、教育技 術の向上に努めた。

なお、各警察署における優良運転者講習については、1,631回、36,096人、また、一般運転者講習については、867回、7,162人に対してそれぞれ実施した。

(2) 各種運転免許申請書のダウンロードサービスの実施

平成26年3月17日に県警ホームページからの運転免許証記載事項変更申請書ダウンロードサービスを開始し、同年7月から対象となる申請書を大幅に拡大し本格的に実施した結果、同サービスの利用者が大幅に増加し、申請者の利便性が高まった。現在ダウンロードサービスを実施している手続は、上記の運転免許証記載事項変更申請のほか、新規申請、併記申請、限定解除申請、条件解除申請、国外免許申請、再交付申請、更新申請、経由地申請である。

※ 平成27年中におけるダウンロードサービスの利用状況

区分	申請数	ダウンロー ド (内数)	率 (%)
新規・併記申請	24, 458	2, 498	10. 2%
限定解除申請	711	22	3.1%
条件解除申請	97	5	5. 2%
国外免許申請	2, 897	547	18.9%
再交付申請	6, 058	245	4.0%
更新申請	59, 636	126	0.2%
経由地申請	71	14	19. 7%
記載事項変更申請	53, 401	1, 318	2.5%

申請者が最も利用したのは、新規・併記申請が 2,498 件で全体の 10.2% を占めたほか、記載事項変更申請については、1,318 件で全体の 2.5% を占めた。

また、経由地申請が19.7%、国外免許申請が18.9%と特に利用率が高かった。

(3) 運転適性相談の適切な運用

公安委員会は、一定の病気にかかっている者等については、免許を与えずもしくは 保留し、または免許の取消もしくは免許の効力停止が出来ることとされていることか ら、これらの趣旨を踏まえた運転適性相談の適切な運用に努めた。 平成27年度中は、773件を運転免許課で受理した。

(4) 聴覚障害者の運転免許の取得

ア 聴覚障害者が準中型自動車または普通自動車を運転する場合、「聴覚障害者標識」 を貼付するとともに、乗用車は車室内に、貨物自動車はサイドミラーに特定後写鏡 を適切に取り付けることにより、運転することができることから現在補聴器条件を 付されたこれらの運転免許保有者が、補聴器を使用せずに運転することを希望する 場合の手続き等についても、HP等を通じて関係機関・団体への周知を図った。

なお、平成27年度は臨時適性検査および安全教育の申込みはなかった。

イ 平成27年度は守山運転免許センターにおいて、聴覚障害者を対象とした特 定任意講習を2回実施した。

種 別 | (3) 安全運転管理の推進

実施機関 | 警察本部交通企画課

1 安全運転管理者等選任状況

·安全運転管理者 3,50 I 事業所 3,50 I 人

·副安全運転管理者 406事業所 647人

2 安全運転管理者等の法定講習受講結果

• 安全運転管理者

3,438人

・副安全運転管理者

638人

3 適切な安全運転管理に努め、交通事故の防止に貢献された事業所に対する表彰 (警察と自動車安全運転センターとの連名表彰)

· 平成27年7月

97事業所を表彰

・平成27年11月 17事業所を表彰

・平成28年2月、3月 17事業所を表彰

種 別	(4) 自動車運送業者の安全対策の充実
実施機関	滋賀運輸支局

1 自動車運送事業者立入監査等

業種別	バス	ハイヤー・タクシー	トラック	計
実施事業者	11	6	74	91

*集団指導を含む

2 自動車運送事業等の自動車運転者の適性診断の実施

業 種 別	バス	ハイヤー・タクシー	トラック	計
実施人員	542	597	4, 281	5, 420

3 運行管理者等の指導講習の実施

業 種 別	バス	ハイヤー・タクシー	トラック	計
一般講習	149	93	774	1,016
基礎講習	40	57	525	622

4 事故防止対策支援推進事業による補助件数

デジタコ・ドライブレコーダー	7 件
先進安全自動車 (ASV)	29件

社内安全教育	0件
過労運転防止	21件

種 別	(5) 交通労働災害の防止等
実施機関	滋賀労働局

(1) 新聞販売関係団体あてに新聞配達中の交通事故防止要請、運送業関係団体あてにトラック運転手等の交通事故防止要請、介護事業主団体あて訪問介護での交通事故防止要請、建設業団体あて現場と店社の往復中などの交通事故防止要請など、業種の特性に応じた対策の要請を行った。

平成27年5月14日及び平成28年1月26日に県内の23団体に対し、業種の特性に応じた 交通事故防止の要請を行った。

(2) 事業主や荷主に対して、「交通労働災害防止のためのガイドライン」(平成20年4月3日付け基発第0403001号)に基づく交通労働災害防止対策の周知徹底及び個別指導を実施した。

滋賀県下の労働基準監督署において実施した集団指導や自動車運転者を使用する事業場に対する監督指導、交通労働災害防止を目的とした個別指導において、本ガイドラインに基づく指導を実施した。

(3) 一般社団法人滋賀県トラック協会主催の交通事故防止総決起集会などへの参加をした。

滋賀県トラック協会主催の交通事故防止総決起集会や陸上貨物運送事業労働災害防止協会滋賀県支部主催の荷主等事業場担当者安全衛生講習会に参加し、運転時並びに荷役作業時の労働災害防止対策の指導を行った。

平成27年9月27日 交通事故防止総決起集会 400名

平成27年12月2日 荷主等事業場担当者安全衛生講習会 40名

(4) 警備業や建設業の事業場、警備業務の発注者に対して、「警備業における労働災害防止ガイドライン」周知徹底するなど、交通誘導警備や輸送警備における交通労働災害の防止を図った。

平成27年2月5日にゼロ災滋賀「命綱GO活動」実施要綱を策定し、その中で道路工事などでの交通誘導警備員の交通事故防止への配慮事項を定め、関係団体への要請を行った。

(5) 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」及び労働基準関係法令に規定される労働条件の明示、労働時間の適正管理、健康管理等の法定労働条件の履行を確保するための監督指導を実施するとともに、陸運関係行政機関及び警察機関との連携を図る。

平成27年1月から12月までの間、滋賀県下の労働基準監督署において、自動車運転者を使用する事業場に対して、監督指導を実施した。その結果は、以下のとおり。

監督実施事業場数39

うち 労働基準法等違反事業場数35

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」告示違反事業場数 29 同告示違反内容 総拘束時間 19 最大拘束時間 25 休息期間 21 最大運転時間 11 連続運転時間 9 休日労働 2

また、陸運関係行政機関に対して「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」 告示に係る重大な違反が認められた6事業場を通報した。さらに、同機関と合同で監督・監査を4事業場に対して実施した。

|種 別 (6)道路交通に関する情報の充実

実施機関 滋賀国道事務所

○気象情報(自然現象)や災害、規制等における道路交通に向けた取組

- ・道路情報板により異常気象や災害等に関する情報を道路利用者へ提供
- ・道の駅内の情報提供設備により災害および工事等に関する情報を道路利用者へ提供

種 別 (6) 道路交通に関する情報の充実

実施機関 彦根地方気象台

〔道路交通の安全に関する情報の充実と効果的利用〕

道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとることで事故の防止・軽減に資するよう、適時・適切に予報、警報等の発表に努めた。また、これら情報の内容充実と効果的利活用の促進を図るため、防災関係機関等との情報の共有やITの活用等に留意し、主に次のことを行った。

(1) 気象観測予報体制の整備等

台風、大雨、竜巻等の激しい突風などの気象現象を早期かつ正確に把握し、適時・ 適切な予報警報等を発表するため、主として次に述べるような観測予報体制の強化を 図った。

また、国際的な協力として、世界気象機関(WMO)が策定した世界気象監視(WWW) 計画を積極的に推進した。

(2) 地震・津波・火山の監視・警報体制の整備等

地震・津波・火山による災害を防止・軽減するため、地震・火山活動を常時監視して地震・津波・火山に関する防災情報を適時・適切に発表し、迅速かつ確実に伝達するとともに、緊急地震速報の利活用の推進に努めた。

(3)情報の提供等

交通事故の防止・軽減に資するため、主に次の情報を適時・適切に発表し、関係機関等に迅速かつ確実に伝達する。また、住民に対し、気象庁ホームページや国土交通省防災情報提供センターを通じて気象情報等をリアルタイムで分かり易い提供を行った。

(4) 気象知識等の普及

気象、地象、水象に関する知識の普及のため、気象情報等の利用方法等に関する講習会の開催、広報資料の作成・配布などを行うほか、防災機関の担当者を対象に、予報・警報等の伝達などに関する説明に努めた。

種 別 (6) 道路交通に関する情報の充実

実施機関 | 警察本部交通規制課

本道路交通情報センターによるリアルタイムな道路交通情報の提供

道路交通情報収集装置の改修 4式

交通流監視カメラの整備更新 1基

種 別 (6) 道路交通に関する情報の充実

実施機関 土木交通部道路課

冬期については、ゆき雪情報システムにより、県内の路面状況や積雪情報等の情報提供を実施した。また、道路が被災した場合については、速やかに道路情報提供装置で情報提供を行った。

第4節 車両の安全性の確保

種 別 (1) 自動車の検査および点検整備の充実

実施機関 滋賀運輸支局

1 自動車検査場検査実施車両数

65,720台

2 事業者監査、研修会等の実施

実 施 項 目	実績
指定整備事業者監査	413事業場
自動車検査員研修	1,372名
街 頭 検 査	1,553両
分解整備事業者監査	23事業場
整備主任者等研修	2,599名
整 備 管 理 者 研 修	731名

種 別 (2) 交通関係用品の安全性の確保および向上

実施機関 近畿経済産業局

現在、自動二輪車乗車用ヘルメットおよび原動機付自転車乗車用ヘルメットを、消費生活用製品安全法(昭和48年法律第31号)に規定する特定製品に指定しており、基準に適合しない製品の製造・輸入・販売を禁止した。同法に基づく製造・輸入事業者の届出等の受理、届出事業者に対する報告徴収・立入検査等を通じて、こうした製品の安全性を確保した。

第5節 道路交通秩序の維持

種	別	(1)交通指導取締りの強化等

実施機関 警察本部交通指導課

住民の要望を踏まえ、交通実態に対応した指導取締りを計画的に実施した。

(1) 総取締り件数(点数切符を除く) 42,782件(平成27年中)

(2) 主な交通違反の内容(平成27年中)

違	マ 種	別	検挙件数(件)
無 免	許 道	重 転	236
酒酔い・	酒気帯で	び運転	279
速度	建違	反	9, 479
信号	無	視	3, 104
通行区	分 · 追	越し	397
一時	不停	手 止	8, 702
横断步	行 者	妨 害	729
整備不	良 車	運転	477
駐 •	停 車	違 反	1, 112
そ	\mathcal{O}	他	18, 267
	計		42, 782

(3) 座席ベルト等の取締り状況 (平成27年中) 13,308件

種 別	(2) 交通犯罪捜査および交通事故捜査体制の強化
実施機関	警察本部交通指導課

1 ひき逃げ事件の発生検挙状況(平成27年中)

事	故	の態	様	発生件数	検挙件数	検挙率
死	亡	事	故	1件	1件	100.0%
重	傷	事	故	7件	4件	57.1%
軽	傷	事	故	26件	21件	80.8%
		計		34件	26件	76.5%

検挙した主な交通特殊事件 (平成27年中) 2

- ① 危険運転 (殊更信号無視) 致傷罪
- ② 危険運転 (アルコール影響) 致傷罪
- (3) ETC不正通行事件
- ④ 過失運転致傷アルコール等影響発覚免脱罪
- ⑤ 偽装交通事故による保険金詐欺事件
- ⑥ 積載物重量制限超過運行に対する下命事件
- ⑦ 共同危険行為等の禁止事件

背後責任追及捜査状況 (平成27年中) 3

雇用者、安全運転	両罰規定	教唆	幇助	計
管理者等の義務違反	2件	0件	0件	2件

種 別 (3) 暴走族対策の強化 実施機関|警察本部交通指導課、健康医療福祉部子ども・青少年局

1 暴走族の現勢

区分~年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
グ ル ー プ 数	2	1	0	0	0

グループ員数	9人	4人	0人	0人	0人
非グループ員数	113人	134人	166人	162人	157人

2 取締り状況

区 分	~ 年	平成23年	平成24年	平成25年	平成 26 年	平成 27 年
	件数(件)	123	148	106	104	106
道路交通法	人員(人)	144	145	120	114	111
	八貝(八)	(14)	(4)	(11)	(9)	(5)
	件数(件)	0	4	0	3	1
刑 法 犯	人員(人)	0	8	0	3	3
	八貝(八)		(6)		(3)	(3)
	件数(件)	0	0	0	4	0
特別法犯	人員(人)	0	0	0	4	0
	八貝(八)				(2)	
	件数 (件)	123	152	106	111	107
計	人員(人)	144	153	120	121	114
	八貝(八)	(14)	(10)	(11)	(14)	(8)

3 押収車両

区	分	\	年	平成23年	平成24年	平成 25 年	平成26年	平成27年
	輪	車	(台数)	9	5	16	7	5
匹	輪	車	(台数)	0	1	0	0	0
		計		9	6	16	7	5

注:()内は逮捕人員をうち数で示す。

4 暴走族関係事犯の再発防止

県内16ケ所の少年センターにおいて、計29件の道路交通法違反(暴走行為)に関する相談を受け、暴走行為等を行う少年に対して非行少年等の立ち直り支援事業(あすくる)等により支援が実施された。

第6節 救助・救急体制等の整備

種 別 (1) 救助・救急体制の整備

実施機関 防災危機管理局、健康医療福祉部健康医療課、西日本高速道路(株)関西支社

1 心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進

各保健所においてAED使用法を含む心肺蘇生法の講習会を実施し、また「救急の日」「救急医療週間」における新聞広告により、普及啓発を行った。

また、AED等練習機器を貸出しし、普及啓発活動のサポートを実施した。

2 救急救命士の養成

県内消防本部から救急救命九州研修所への職員派遣

新規養成課程

9人

指導救命士養成研修

4 人

3 防災ヘリコプターによる救急業務の推進

平成27年中救急活動件数

26件

4 救助隊員および救急隊員の教育訓練の充実

消防学校での教育訓練の実施

専科教育救助科

26人 約5週間

専科教育救急科

65人 約8週間

5 高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備

名神高速道路消防協議会および京滋バイパス消防連絡協議会に相談役として参画 し、それぞれの協議会が開催する総会や研修会等に出席するなど高速道路における救 急業務実施について関係機関の連携強化に努めた。

種 別 (2) 救急医療体制の整備

実施機関 健康医療福祉部健康医療課

(1) 救急医療体制の整備

(単位:千円)

	事		業			名				事 業 費
小	児求	女 急	医	療	運	営	費	補	助	85, 036
救	命救	急セ	ン	タ	<u> </u>	運	営 費	補	助	206, 004
救	急 医	療情	報	シ	ス	テ.	ムの	運	営	42, 599

(2) ドクターヘリ事業の推進

平成27年4月28日に京滋ドクターヘリの運航を開始し、運航に係る関係機関との調整、ランデブーポイント増設および啓発活動等を実施し、救急医療体制の充実を図った。

種 別 (3) 救急関係機関の協力関係の確保等 実施機関 防災危機管理局、健康医療福祉部健康医療課

医療機関と消防機関の関係者で構成する部会と協議会を開催し、救急搬送から救急医療の提供まで迅速かつ適切な実施を図るとともに連携の強化を図った。

1 実施基準策定部会の開催

開催日:平成28年2月23日(火) 場 所:滋賀県危機管理センター

2 メディカルコントロール部会の開催

開催日: 平成27年8月28日(金)

場 所:滋賀県庁本館

3 滋賀県メディカルコントロール協議会の開催

開催日:平成28年3月17日(木) 場 所:滋賀県危機管理センター

第7節 損害賠償の適正化を始めとした 被害者支援の推進

種 別 │(1) 損害賠償の請求についての援助等

実施機関 滋賀運輸支局

[無保険 (無共済) 車両対策の徹底]

- ・無保険 (無共済) 車の街頭取締り実績 3回
- ・無保険(無共済)車の監視実績 6回

種 別 (1) 損害賠償の請求についての援助等

実施機関 土木交通部交通戦略課

〔交通事故相談所の活動強化〕

(1) 広報·啓発事業

①交通事故相談の広報用カード「交通事故相談カード」を作成し、市町、警察をはじめ関係機関に配布したほか自動車安全運転センターおよび自動車事故対策機構にも配布し、相談所の存在と業務内容の広報に努めている。

また、交通事故相談業務の周知を図り、その利用促進を図るため「交通事故相談の概要」およびを作成し配布した。

- ②ラジオ、広報誌等による広報
 - ・京都放送滋賀放送局(KBSラジオ)の「マナーアップ大作戦」
 - ・広報誌「滋賀県交通安全対策室だより」
- ③インターネット「滋賀県ホームページ」を活用した広報
- ④市町の広報誌を通じての広報
- ⑤滋賀県民相談ネットワーク窓口を通じての広報
- (2) 市町に対する研修等

市町交通安全担当者会議において、交通事故相談所の利用方法、手続き、業務内容等の周知を図っている。

- (3) 相談員の研修
 - ①交通事故相談員中央研修会初任者コース(内閣府主催)
 - 6月 東京都(相談員1名参加)
 - ②交通事故相談員総合支援研修会(内閣府主催)

11月 大阪府(相談員1名参加)

(4) 交通事故相談件数

平成27年中に受理した相談は、大津本所458件、彦根分室156件、計614件で前年に比べ33件増加し、発生した交通事故の相談率は、前年より増加した。

※巡回相談は、相談所を利用できない相談者の利便を図るため、予約制で出張相談に 応じている。

【相談活動の状況】

	平成	27年	平成26年		
相談内容	件数	構成比 %	件数	構成比 %	
賠償額の算定	59	9.6	74	12.7	
示談の仕方	191	31.1	150	25.8	
過失程度	54	8.8	59	10.2	
自賠責保険請求等	31	5.0	30	5.2	
債務不履行	4	0.7	13	2.2	
訴訟調停の利用	2	0.3	0	0.0	
賠償責任者	5	0.8	4	0.7	
労災・社会保険の使用	0	0.0	1	0.2	
示談解決後の変更取消	0	0.0	1	0.2	
各種福祉施設の利用	1	0.2	0	0.0	
生計の維持	0	0.0	1	0.2	
各種援護措置の利用	2	0.3	1	0.2	
身体障害者の更生	0	0.0	0	0.0	
その他	265	43.2	247	42.5	
計	614	100.0	581	100.0	

種 別	(2)交通事故被害者支援の充実強化				
実施機関	滋賀運輸支局、土木交通部交通戦略課				

1 交通遺児援護団体育成補助金

(公財) おりづる会の運営事務費補助 190,000円

[経済支援事業] ・新入学給付金: 18人 440,000円

・学年進級支援金: 64人 640,000円 ・卒業祝金 : 11人 550,000円

• 交通遺児奨学金: 77人 6,763,000円

〔厚生援護等事業・レクリェーション(夏・冬)

・機関紙の発行(年2回)

2 独立行政法人自動車事故対策機構の活動状況

・交通遺児等貸付 : 6件(新規: 1件、継続: 5件)・介護料の支給 : 61件(新規: 5件、継続: 56件)

種 別	(2) 交通事故被害者支援の充実強化
実施機関	警察本部交通指導課

被害者連絡実施状況

	被害者連絡	手引配布
ひき逃げ	3 4	3 4
その他重大な交通事故	9 8	9 8

第8節 研究開発および調査研究の充実

種 別	(1) 道路交通の安全に関する研究開発の推進							
	(2) 道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化							
実施機関	滋賀国道事務所、警察本部交通企画課、警察本部交通規制課、土木交通部道路							
	課、土木交通部交通戦略課							

〇滋賀県道路交通環境安全推進連絡会議における活動実施

- ・国、県の道路管理者に加え、警察本部が事務局となっている。
- ・現地検討会などを開催し、事故の分析、現地での状況確認を行うとともに、アドバイ ザー会議では対策案について学識経験者、運輸事業者等のアドバイスをいただくなど、 多角的な視点を対策案に反映させた。また、会議では対策後の効果検証も行い有効な 対策となるよう努めた。

○滋賀県道路交通環境安全推進連絡会議の開催

- ・作業部会(現地検討会)の実施
- ・アドバイザー会議の開催

〇事故危険個所の対策検討

事故危険個所対策を実施

○交通管理技術研究発表会等への参加により最新の技術動向の習得に努めた。

第2章 鉄道交通の安全

第1節 鉄道交通環境の整備

(1)鉄道施設の点検と整備

(2)運転保安設備の整備

(3)鉄道の地震対策の強化

実施機関 近畿運輸局

種

〔線路施設・信号保安設備等〕

(単位:千円)

ᆥᄶᅜᆸᄁᄖ		ロク	ハス		47)			(中位・111)		
		ļ.		業		名		事 業 量	事業費	
	車	釚		道	強		化	5, 951 m	467, 591	
線	糸	泉					形	0 m	0	
路版	I	各	Ì	線	増		設	0 m	0	
施設等	柞	喬	り	ょ	う	改	良	1 箇所	5, 271	
等	田内	沢			改		良	12 駅	1, 813, 153	
の 整 _		<u>۲</u>	ン	ネ	ル	改	良	0 箇所	0	
備	ß	方	災	•	そ	の	他	4 箇所	80, 314	
		,	<u>/</u> \		計				2, 366, 329	
	E	1	動	閉	そく	信	号	0 箇所	0	
運	(C	T		С	化	等	3 箇所	45, 250	
保	ì	車		動	装		置	1 箇所	171,000	
安	1	A		Т	S		等	6 箇所	15, 852	
運転保安設備等	3	列	車	無	線	装	置	1 箇所	1, 566	
等	1	計	号	機	改	良	等	0 箇所	0	
		/	小		計				233, 668	
			<u>\</u>			計			2, 599, 997	

^{*}事業量の欄に計上できないものは、事業費のみに計上している。

第3節 鉄道の安全な運行の確保

種 別 (3) 気象情報等の充実

実施機関|彦根地方気象台

[気象情報等の充実・利用促進]

鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗務員等が必要な措置を迅速にとり得るよう予報・警報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努めた。また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、「第1章 第3節 (6) 道路交通に関する情報の充実」で述べた気象観測予報体制の整備、地震・津波・火山監視体制の整備、各種情報の提供、気象知識等の普及を行った。

特に、竜巻等の激しい突風による列車転覆等の被害の防止に資するため、竜巻注意情報 を適時・適切に発表するとともに、分布図形式の短時間予測情報として竜巻発生確度ナウ キャストを提供した。

また、走行中の列車における地震発生時の転覆等の被害の防止に資するため、緊急地震速報(予報及び警報)の鉄道交通における利活用の推進を図った。なお、噴火警戒レベルに応じて鉄道事業者等がとるべき防災対応について、平常時からの火山防災協議会における共同検討を通じて合意を図った。

第3章 踏切道における交通の安全

踏切道における交通の安全

(1) 踏切道の立体交差化、構造の改良および歩行者等立体横断施設の整備の促 種

- (2) 踏切保安設備の整備
- (3) 踏切道の統廃合の促進
- (4) その他の踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置(5) 踏切事故防止対策協議会の効果的な運用

実施機関 近畿運輸局、土木交通部交通戦略課

踏切道の構造改良、立体交差化および踏切保安設備等

(単位:千円)

		区		分		事 業 量	事 業 費
踏	切	道	り構	造改	良	9 箇所	181, 027
連	続 •	単 独	立体交	き差のi	改築	4 箇所	457, 664
踏	切	道	O 7	格 上	げ	2 箇所	31, 985
踏	切	保	安	設	備	10 箇所	160, 709
		合		計			831, 385

踏切事故防止キャンペーン等の実施

「踏切事故防止キャンペーン」を平成27年11月1日から11月10日まで実施 「春の全国交通安全運動」を平成27年5月11日から5月20日まで実施 「秋の全国交通安全運動」を平成27年9月21日から9月30日まで実施

踏切事故防止対策協議会の効果的な運用

滋賀県踏切事故防止対策協議会において、踏切事故防止の広報啓発活動を実施すると ともに、踏切停止線等の補修を行った。

鉄 道 事 業 者	箇 所 数	実施延長
西日本旅客鉄道	11箇所	52.60m
東海旅客鉄道	1箇所	47.80m
京阪電気鉄道	4箇所	23.97m
近 江 鉄 道	7箇所	24.40m
信楽高原鐵道	2箇所	7.20m
合 計	25箇所	155.97m